司法試験

平成24年度

論文過去問

再現答案徹底解析

- 必須7科目について、**上位合格者**をはじめとした様々な順位の**再現答案各7通**をバランスよく掲載
- 論点一覧・関連判例に加え、理解を促す**「事実関係整理表」**で問題を把握
- **「出題趣旨」**の検討から導いた**「採点の目安」**・**「言及率表」**で再現答案を分析し、**合格答案に必要な要素**を提示

合格のれっくLEC

LEC東京リーガルマインド 編著

はしがき

司法試験は，平成 24 年（2012 年）で７回目の実施となりました。平成 24 年も予備試験と同じ日程で短答式試験が実施され，論文式試験は１～３日目に実施されました。出題形式・傾向などはほぼ固まりつつあるので，論文対策も立てやすくなったといえるでしょう。

もっとも合格者数は 2,102 名，合格率（最終合格者数／受験者数）も約 25％と，４人に１人しか合格できない「狭き門」であることに変わりはありません。問題文中の誘導・ヒントを適切に活用し，具体的な事情を拾い上げ，法的に評価していくことが要求されています。

また，昨年からは予備試験合格者も新規に司法試験に参入してきました。一昨年の予備試験の合格者（116 名）のうち，平成 24 年司法試験を受験した人は 85 名，最終合格者は 58 名でした。そうした中で，第２回予備試験の結果が 11 月に発表され，一昨年の約２倍の 219 名が合格しております。予備試験ルートが「ほんの一部の例外」ではなく市民権を得た点は喜ばしいことですが，予備試験合格者が倍増した以上，本年以降の司法試験では競争率が一層激しくなることが予想されます。

司法試験合格のポイントは「条文から考える姿勢」及び「基本的知識の理解からスタートして，具体的事情を踏まえて応用していく，流れのある答案」であると言われています。しかし，これらは「言うは易し，行うは難し」です。そこで，再現答案を数多く比較し，各論点についてどのような記載が高評価に結びつくのかを検討することが重要です。法科大学院修了生，予備試験合格者のいずれにおいても，この点が重要となります。本書は，平成 24 年司法試験論文式試験の必須科目全７問について，それぞれ再現答案を７通掲載しました。７通のうち，６通は上位・中位・ボーダーの合格者からバランスよく選び出し，残り１通は不合格者の答案を掲載しました。

問題作成者・採点者が想定している「ここまではできてほしい」という水準を知るためには「出題趣旨」の分析は欠かせません。本書では，出題趣旨に基づき詳細に分析した採点の目安を掲載し，各再現答案がどの程度言及したかについて，行数や割合で表しています。

更に，問題文の事実関係を一覧表として整理し，問われている論点や関連判例と併記することにより，問題文の理解の仕方も示しております。

司法試験では満点を目指す必要はありません。「ここだけは押さえる」という点を認識し，具体的事情の検討を大切にする答案スタイルを確立することが合格への近道といえます。

本書をご活用いただくことにより，皆様が司法試験に合格なさることを祈念致します。

2013 年１月吉日

株式会社　東京リーガルマインド
ＬＥＣ総合研究所　司法試験部

本書の効果的活用法

問題文 （配点：100）

Ａ寺は，人口約１０００人のＢ村にある寺である。伝承によると，Ａ寺は，江戸時代に，庄屋を務めていた村一番の長者によって創建された。その後，Ａ寺は，Ｃ宗の末寺となった。現在では，Ａ寺はＢ村にある唯一の寺であり，Ｂ村の全世帯約３００世帯のうち約２００世帯がＡ寺の檀家である。Ａ寺の檀家でない村民の多くも，初詣，節分会，釈迦の誕生日を祝う灌仏会（花祭り）等のＡ寺の行事に参加しており，Ａ寺は村民の交流の場ともなっている。また，Ａ寺は，悩み事など心理的ストレスを抱えている村民の相談も受け付けており，檀家でない村民も相談に訪れている。

Ａ寺の本堂は，江戸時代の一般的な寺院の建築様式で建てられており，そこには観音菩薩像が祀られている。本堂では，礼拝供養といった宗教儀式ばかりでなく，上記のような村民の相談も行われている。本堂の裏手には，広い墓地がある。Ｂ村には数基のお墓があるだけの小さな墓地を持つ集落もあるが，大きな墓地はＡ寺の墓地だけである。

かつては一般に，寺院が所有する墓地に墓石を建立することができるのは，当該寺院の宗旨・宗派の信徒のみであった。しかし，最近は，宗旨・宗派を一切問わない寺院墓地もある。Ａ寺も，近時，墓地のパンフレットに「宗旨・宗派は問わない」と記載していた。村民Ｄの家は，先祖代々，Ｃ宗の信徒ではない。Ｄは，両親が死亡した際に，Ａ寺のこのパンフレットを見て，両親の遺骨をＡ寺の墓地に埋蔵し，墓石を建立したいと思い，住職にその旨を申し出た。「宗旨・宗派は問わない」ということは，住職の説明によれば，Ｃ宗の規則で，他の宗旨・宗派の信者からの希望があった場合，当該希望者がＣ宗の典礼方式で埋葬又は埋蔵を行うことに同意した場合にこれを認めるということであった（墓地等管理者の埋蔵等の応諾義務に関する法規制については，**【参考資料】**を参照。）。しかし，Ｄは，この条件を受け入れることができなかったので，Ａ寺の墓地には墓石を建立しなかった。

山間にあるＢ村の主要産業は林業であり，多くの村民が村にある民間企業の製材工場やその関連会社で働いている。２０＊＊年に，Ａ寺に隣接する家屋での失火を原因とする火災（なお，失火者に故意や重過失はなかった。）が発生したが，その折の強風のために広い範囲にわたって家屋等が延焼した。Ａ寺では，観音菩薩像は持ち出せたものの，この火災により本堂及び住職の住居である庫裏が全焼した。炎でなめ尽くされたＡ寺の墓地では，本立，物置小屋，各区画にある水場の手桶やひしゃく，各墓石に供えられた花，そして卒塔婆等が全て焼失してしまった。Ａ寺の墓地は，消火後も，荒涼とした光景を呈している。また，Ｂ村の村立小学校も，上記製材工場やその関連会社の建物も全焼した。もっとも，幸いなことに，この火事で亡くなった人は一人もいなかった。

Ａ寺は，創建以来，自然災害等によって被害を受けることが全くなかったので，火災保険には入っていなかった。Ａ寺の再建には，土地全体の整地費用も含めて億単位の資金が必要である。通常，寺院の建物を修理するなどの場合には，檀家に寄付を募る。しかし，檀家の人たちの多くが勤めていた製材工場やその関連会社の建物も全焼してしまったため，各檀家も生計を立てることが厳しくなっている。それゆえ，檀家からの寄付によるＡ寺の建物等の再建は，困難であった。

この年，Ｂ村村長は，全焼した村立小学校の再建を主たる目的とした補正予算を議会に提出した。

司法試験論文式問題を可能な限り本試験と同じ形式で掲載しています。答案作成練習にご活用ください。

事実関係整理表・論点一覧・関連判例

事　実	論　点	関連判例
Ｂ村村長が，Ａ寺へ計7500万円を助成した。	訴訟選択	
・Ａ寺はＣ宗の末寺である。 ・Ａ寺の本堂には観音菩薩像が祀られ，礼拝供養といった宗教儀式が行われている。	「宗教上の組織若しくは団体」（89条）該当性	最判平5.2.16 最大判平22.1.20
本件は，宗教団体への公金支出のケースである。	憲法第20条第１項後段と同条第３項の関係	最大判平9.4.2 最大判平22.1.20
	政教分離違反の判断基準	最大判昭52.7.13 最大判平22.1.20
ア　各支出に共通する事実 （合憲の方向に働く事実） ・Ｂ村の全世帯300世帯のうち，約200世帯がＡ寺の檀家 ・Ａ寺は村民の交流の場となっている。 ・Ａ寺の建物等の再建は，檀家からの寄付ではまかないきれないものであった。 （違憲の方向に働く事実） ・Ａ寺はＣ宗の末寺である。 ・Ａ寺の本堂には観音菩薩像が祀られ，礼拝供養といった宗教儀式が行われている。 ・助成額は高額にわたる。	各公金支出の違憲性	
イ　墓地の整備を含めた土地全体の整地の助成（支出①）に関する事実 （合憲の方向に働く事実） ・Ｂ村において，大きな墓地はＡ寺の墓地だけである。 ・Ａ寺の墓地のパンフレットでは，「宗旨・宗派は問わない」とされていた。 （違憲の方向に働く事実） ・他の宗旨・宗派の信者からの希望があった場合には，希望者がＣ宗の典礼方式に同意する必要があった。 ・支出額は多額で，必要な費用に占める割合も大きい。		

事実関係を一覧表として整理し，問題文の理解を助けます。また，論ずべき点を抽出し，論点一覧として掲載しました。

出題趣旨

本問を解くに当たって，何が憲法上の問題であるかについては比較的容易に発見できたのではないかと思われる。政教分離原則に関する法科大学院での憲法の授業では，関連判決を正確に理解し，かつ，関連判決の判断枠組みの問題点，事実評価の問題点をも適切に検討し学習することが求められている。本問は，このような学習の中で養成されていることが期待される「考える力」を見ようとする問題である。

まず，設問１では，本問における公金支出が憲法に違反するのではないかと考えるＢ村の住民から相談を受け，弁護士としてどのような訴訟を提起するかが問われている。ここでは，「（なお，当該訴訟を提起するために法律上求められている手続は尽くした上でのこととする。）」という設問の記載に留意しつつ，この種の訴訟で通常採られている訴訟形式で，かつ最も事案に適したものを指摘することが求められている。なお，ここでは，法律実務家を目指す者のための試験として，訴訟形式の根拠となる条文を号まで特定して記載することが求められる。

訴訟形式に加えて，設問１では，訴訟代理人として行う憲法上の主張が問われている。ここでは，憲法上の主張を問題文に記載された事実関係を踏まえ丁寧に論じることが求められている。そして，設問２では，かかる原告代理人の憲法上の主張に関する「あなた自身」の見解を，被告側の反論を想定しつつ，設問１におけるのと同様に問題文の事実関係を踏まえ丁寧に論じることが求められる。なお，原告の主張，被告の反論とも，およそあり得ないような極端な見解は，「あなた自身の見解」では中間の立場を採るといった，技巧に走る答案は求められていない。

本問では，特に，憲法第８９条前段の「宗教上の組織若しくは団体」への公金支出の禁止が問題となる。問題文では，Ｃ宗及びＡ寺が宗教法人法上の宗教法人であるか否かについて，あえて記述していない。この点については，「宗教上の組織若しくは団体」の定義を述べつつ，遺族会はこれに該当しないとした箕面忠魂碑・慰霊祭訴訟判決（最判平成５年２月１６日民集４７巻３号１６８７頁）や，氏子集団がこれに該当するとした空知太神社訴訟判決（最判平成２２年１月２０日民集６４巻１号１２８頁）を参考にしながら検討すると，Ｃ宗及びＡ寺が「宗教上の組織若しくは団体」に該当することが肯定されることになる。

憲法第８９条前段の問題であるとすると，「宗教上の組織若しくは団体」への公金支出は，憲法第２０条第１項後段の特権付与の禁止に抵触することにもなり得る。愛媛玉串料訴訟判決（最判平成９年４月２日民集５１巻４号１６７３頁）は，「宗教上の組織若しくは団体」への玉串料の奉納を憲法第２０条第３項の「宗教的活動」の禁止の問題を中心として判断した。神社の例大祭等での玉串料の奉納ではなく，火災で延焼した神社再建への公金支出の問題である本問の場合には，Ｂ村の「宗教的活動」と捉えるのか，それともＢ村によるＡ寺への「特権付与」の問題と捉えるのか，検討することが求められる。

そして，憲法第８９条前段の下で，公金支出の禁止は絶対的禁止なのか，それともその禁止は相対化されるのかが，問題となる。ここでは，憲法第２０条第３項における「宗教的活動」の禁止の相対化論とも関係して，どのような判断枠組みを構築するのかが問われる。その際，宗教と関わり合いを持つ国家行為の目的が宗教的意義を有するか否か，その効果が宗教を援助，助長等するか否かを諸般

法務省発表の出題趣旨を問題文・事実関係整理表の直後に掲載することにより，答案作成後すぐに，何を論じるべきであったかを確認することができるようにしました。

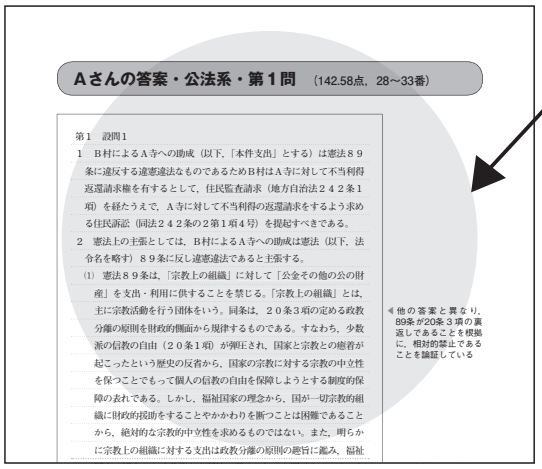

Aさんの答案・公法系・第１問　（142.58点，28〜33番）

第１　設問１

１　Ｂ村によるＡ寺への助成（以下，「本件支出」とする）は憲法８９条に違反する違憲違法なものであるためＢ村はＡ寺に対して不当利得返還請求権を有するとして，住民監査請求（地方自治法２４２条１項）を経たうえで，Ａ寺に対して不当利得の返還請求をするよう求める住民訴訟（同法２４２条の２第１項４号）を提起すべきである。

２　憲法上の主張としては，Ｂ村によるＡ寺への助成は憲法（以下，法令名を略す）８９条に反し違憲違法であると主張する。

（1）憲法８９条は，「宗教上の組織」に対して「公金その他の公の財産」を支出・利用に供することを禁じる。「宗教上の組織」とは，主に宗教活動を行う団体をいう。同条は，２０条３項の定める政教分離の原則を財政的側面から規律するものである。すなわち，少数派の信教の自由（２０条１項）が弾圧され，国家と宗教との癒着が起こったという歴史の反省から，国家の宗教に対する宗教の中立性を保つことでもって個人の信教の自由を保障しようとする制度的保障の表れである。しかし，福祉国家の理念から，国が一切宗教的組織に財政的援助をすることやかかわりを断つことは困難であることから，絶対的な宗教的中立性を求めるものではない。また，明らかに宗教上の組織に対する支出は政教分離の原則の趣旨に鑑み，福祉

◀他の答案と異なり，89条が20条３項の裏返しであることを模倣に，相対的禁止であることを論証している

各問題に合格者の再現答案を掲載しました。
再現答案にはサイドコメントを付し，答案の優れている点・改善すべき点を記載しています。

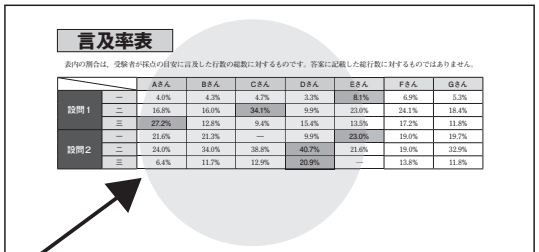

言及率表

表内の割合は，受験者が採点の目安に言及した行数の総数に対するものです。答案に記載した総行数に対するものではありません。

		Aさん	Bさん	Cさん	Dさん	Eさん	Fさん	Gさん
設問１	一	4.0%	4.2%	4.7%	3.2%	8.1%	6.9%	5.3%
	二	16.8%	16.0%	34.1%	9.9%	23.0%	24.1%	18.4%
	三	27.2%	12.8%	9.4%	15.4%	13.5%	17.2%	11.8%
設問２	一	21.6%	21.3%	—	9.9%	23.0%	19.0%	19.7%
	二	24.0%	34.0%	38.8%	40.7%	21.6%	19.0%	32.9%
	三	6.4%	11.7%	12.9%	20.9%	—	13.8%	11.8%

各再現答案が，設問のどの部分について分量を割いているのかを％で示しました。上位者の配分を参考に，答案のバランスを検討してください。

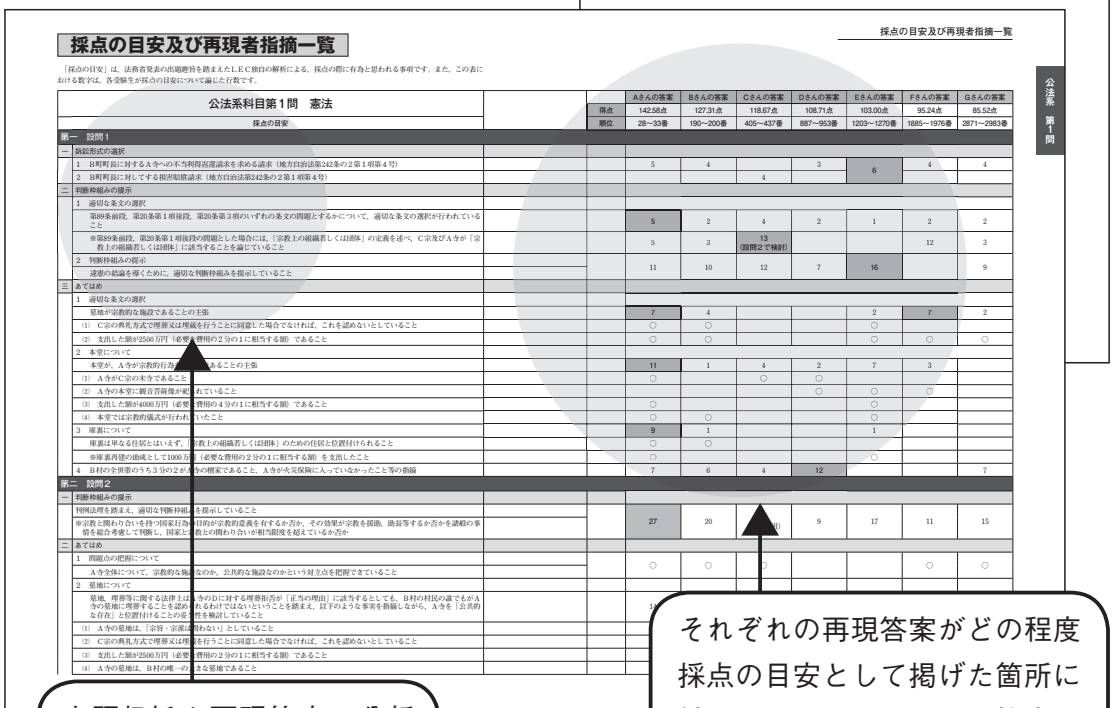

採点の目安及び再現者指摘一覧

採点の目安及び再現者指摘一覧

「採点の目安」は，法務省発表の出題趣旨を踏まえたＬＥＣ独自の解析による，採点の際に有為と思われる事項です。また，この表における数字は，各受験生が採点の目安について論じた行数です。

公法系　第１問

公法系科目第１問　憲法	Aさんの答案	Bさんの答案	Cさんの答案	Dさんの答案	Eさんの答案	Fさんの答案	Gさんの答案
得点	142.58点	127.31点	118.67点	108.71点	103.00点	95.24点	85.52点
順位	28〜33番	190〜200番	405〜437番	887〜953番	1203〜1270番	1885〜1976番	2871〜2983番
採点の目安							
第一　設問１							
一　新総形式の選択							
1　Ｂ町町長に対するＡ寺への不当利得返還請求を求める請求（地方自治法242条の２第１項第４号）	5	4		3	6	4	4
2　Ｂ町町長に対してする損害賠償請求（地方自治法242条の２第１項第４号）			4				
二　判断枠組みの提示							
1　適切な条文の選択							
第89条前段，第20条第１項後段，第20条第３項のいずれの条文の問題とするかについて，適切な条文の選択が行われていること	5	2	4	2	1	2	2
※第89条前段，第20条第１項後段の問題とした場合には，「宗教上の組織若しくは団体」の定義を述べ，Ｃ宗及びＡ寺が「宗教上の組織若しくは団体」に該当することを論じていること	3	3	13（設問２で検討）			12	3
2　判断枠組みの提示	11	10	12	7	16		9
適憲の結論を導くために，適切な判断枠組みを提示していること							
三　あてはめ							
1　適切な条文の選択							
墓地が宗教的な施設であることの主張	7	4			2	7	2
（1）　Ｃ宗の典礼方式で埋葬又は埋或を行うことに同意した場合でなければ，これを認めないとしていること	○	○			○		
（2）　支出した額が2500万円（必要な費用の２分の１に相当する額）であること	○	○			○	○	○
2　本堂について							
本堂が，Ａ寺が宗教的行為を行うためのものであることの主張	11	1	4	2	7	3	
（1）　Ａ寺がＣ宗の末寺であること	○		○	○			
（2）　Ａ寺の本堂に観音菩薩像が祀られていること				○	○	○	
（3）　支出した額が4000万円（必要な費用の４分の１に相当する額）であること	○				○		
（4）　本堂では宗教的儀式が行われていたこと	○	○			○		
3　庫裏について	9	1			1		
庫裏は単なる住居とはいえず，「宗教上の組織若しくは団体」のための住居と位置付けられること	○	○					
※庫裏再建の助成として1000万円（必要な費用の２分の１に相当する額）を支出したこと	○				○		
4　Ｂ村の全世帯のうち３分の２がＡ寺の檀家であること，Ａ寺が火災保険に入っていなかったこと等の指摘	7	6	4	12			7
第二　設問２							
一　判断枠組みの提示							
判例法理を踏まえ，適切な判断枠組みを提示していること ※宗教と関わり合いを持つ国家行為の目的が宗教的意義を有するか否か，その効果が宗教を援助，助長等するか否かを議論の事情を総合考慮して判断し，国家と宗教との関わり合いが相当限度を超えているか否か	27	20	[illegible]	9	17	11	15
二　あてはめ							
1　問題点の把握について							
Ａ寺全体について，宗教的な施設なのか，公共的な施設なのかという対立点を把握できていること	○	○	○			○	○
2　墓地について							
墓地，埋葬等に関する法律上は，Ａ寺の Ｂ に対する埋葬拒否が「正当の理由」に該当するとしても，Ｂ村の村民の誰でもがＡ寺の墓地に埋葬することを認められるわけではないということを踏まえ，以下のような事実を指摘しながら，Ａ寺を「公共的な存在」と位置付けることの妥当性を検討していること	1[illegible]						
（1）　Ａ寺の墓地は，「宗旨・宗派」問わない）としていること							
（2）　Ｃ宗の典礼方式で埋葬又は埋[illegible]を行うことに同意した場合でなければ，これを認めないとしていること							
（3）　支出した額が2500万円（必要な費用の２分の１に相当する額）であること							
（4）　Ａ寺の墓地は，Ｂ村の唯一の[illegible]きな墓地であること							

出題趣旨や再現答案の分析を基に論ずべき点をまとめ，採点の目安として作成しました。

それぞれの再現答案がどの程度採点の目安として掲げた箇所に触れているかについて，答案の行数を用いて一覧としました。受験生全体のレベルを把握するためにお使いください。

※　ＬＥＣ専任講師による解説をご覧になりたい方は，弊社講座の「平成 24 年司法試験　再現答案分析講座」をぜひご活用ください。（講座コード：LB12693）

目　次

公法系

第１問　憲法…… 1
問題文 …… 2
事実関係整理表・論点一覧・関連判例 …… 4
出題趣旨 …… 6
Ａさんの答案 …… 8
Ｂさんの答案 …… 14
Ｃさんの答案 …… 18
Ｄさんの答案 …… 22
Ｅさんの答案 …… 26
Ｆさんの答案 …… 30
Ｇさんの答案 …… 34
採点の目安及び再現者指摘一覧 …… 40
言及率表 …… 44

第２問　行政法…… 45
問題文 …… 46
事実関係整理表・論点一覧・関連判例 …… 56
出題趣旨 …… 58
Ａさんの答案 …… 60
Ｂさんの答案 …… 64
Ｃさんの答案 …… 70
Ｄさんの答案 …… 74
Ｅさんの答案 …… 80
Ｆさんの答案 …… 84
Ｇさんの答案 …… 88

採点の目安及び再現者指摘一覧 …… 92
言及率表 …… 96

民事系

第１問　民法…… 97
問題文 …… 98
事実関係整理表・論点一覧・関連判例 …… 103
出題趣旨 …… 104
Ｈさんの答案 …… 108
Ｉさんの答案 …… 114
Ｊさんの答案 …… 118
Ｋさんの答案 …… 122
Ｌさんの答案 …… 126
Ｍさんの答案 …… 130
Ｎさんの答案 …… 134
採点の目安及び再現者指摘一覧 …… 138
言及率表 …… 142

第２問　商法…… 143
問題文 …… 144
事実関係整理表・論点一覧・関連判例 …… 148
出題趣旨 …… 149
Ｈさんの答案 …… 152
Ｉさんの答案 …… 156
Ｊさんの答案 …… 160
Ｋさんの答案 …… 164
Ｌさんの答案 …… 168
Ｍさんの答案 …… 174

Ｎさんの答案 …… 180
採点の目安及び再現者指摘一覧 …… 184
言及率表 …… 188

第３問　民事訴訟法 …… 189
問題文 …… 190
事実関係整理表・論点一覧・関連判例 …… 195
出題趣旨 …… 197
Ｈさんの答案 …… 200
Ｉさんの答案 …… 204
Ｊさんの答案 …… 208
Ｋさんの答案 …… 214
Ｌさんの答案 …… 218
Ｍさんの答案 …… 222
Ｎさんの答案 …… 226
採点の目安及び再現者指摘一覧 …… 230
言及率表 …… 232

刑事系

第１問　刑法 …… 233
問題文 …… 234
事実関係整理表・論点一覧・関連判例 …… 238
出題趣旨 …… 239
Ｏさんの答案 …… 242
Ｐさんの答案 …… 246
Ｑさんの答案 …… 252
Ｒさんの答案 …… 258
Ｓさんの答案 …… 264

Ｔさんの答案 …… 270
Ｕさんの答案 …… 274
採点の目安及び再現者指摘一覧 …… 280
言及率表 …… 284

第２問　刑事訴訟法 …… 285
問題文 …… 286
事実関係整理表・論点一覧・関連判例 …… 291
出題趣旨 …… 292
Ｏさんの答案 …… 296
Ｐさんの答案 …… 300
Ｑさんの答案 …… 306
Ｒさんの答案 …… 310
Ｓさんの答案 …… 314
Ｔさんの答案 …… 318
Ｕさんの答案 …… 322
採点の目安及び再現者指摘一覧 …… 326
言及率表 …… 332

公法系

第1問　憲法

問 題 文　（配点：100）

Ａ寺は，人口約１０００人のＢ村にある寺である。伝承によると，Ａ寺は，江戸時代に，庄屋を務めていた村一番の長者によって創建された。その後，Ａ寺は，Ｃ宗の末寺となった。現在では，Ａ寺はＢ村にある唯一の寺であり，Ｂ村の全世帯約３００世帯のうち約２００世帯がＡ寺の檀家である。Ａ寺の檀家でない村民の多くも，初詣，節分会，釈迦の誕生日を祝う灌仏会（花祭り）等のＡ寺の行事に参加しており，Ａ寺は村民の交流の場ともなっている。また，Ａ寺は，悩み事など心理的ストレスを抱えている村民の相談も受け付けており，檀家でない村民も相談に訪れている。

Ａ寺の本堂は，江戸時代の一般的な寺院の建築様式で建てられており，そこには観音菩薩像が祀られている。本堂では，礼拝供養といった宗教儀式ばかりでなく，上記のような村民の相談も行われている。本堂の裏手には，広い墓地がある。Ｂ村には数基のお墓があるだけの小さな墓地を持つ集落もあるが，大きな墓地はＡ寺の墓地だけである。

かつては一般に，寺院が所有する墓地に墓石を建立することができるのは，当該寺院の宗旨・宗派の信徒のみであった。しかし，最近は，宗旨・宗派を一切問わない寺院墓地もある。Ａ寺も，近時，墓地のパンフレットに「宗旨・宗派は問わない」と記載していた。村民Ｄの家は，先祖代々，Ｃ宗の信徒ではない。Ｄは，両親が死亡した際に，Ａ寺のこのパンフレットを見て，両親の遺骨をＡ寺の墓地に埋蔵し，墓石を建立したいと思い，住職にその旨を申し出た。「宗旨・宗派は問わない」ということは，住職の説明によれば，Ｃ宗の規則で，他の宗旨・宗派の信者からの希望があった場合，当該希望者がＣ宗の典礼方式で埋葬又は埋蔵を行うことに同意した場合にこれを認めるということであった（墓地等管理者の埋蔵等の応諾義務に関する法規制については，**【参考資料】**を参照。）。しかし，Ｄは，この条件を受け入れることができなかったので，Ａ寺の墓地には墓石を建立しなかった。

山間にあるＢ村の主要産業は林業であり，多くの村民が村にある民間企業の製材工場やその関連会社で働いている。２０＊＊年に，Ａ寺に隣接する家屋での失火を原因とする火災（なお，失火者に故意や重過失はなかった。）が発生したが，その折の強風のために広い範囲にわたって家屋等が延焼した。Ａ寺では，観音菩薩像は持ち出せたものの，この火災により本堂及び住職の住居である庫裏が全焼した。炎でなめ尽くされたＡ寺の墓地では，木立，物置小屋，各区画にある水場の手桶やひしゃく，各墓石に供えられた花，そして卒塔婆等が全て焼失してしまった。Ａ寺の墓地は，消火後も，荒涼とした光景を呈している。また，Ｂ村の村立小学校も，上記製材工場やその関連会社の建物も全焼した。もっとも，幸いなことに，この火事で亡くなった人は一人もいなかった。

Ａ寺は，創建以来，自然災害等によって被害を受けることが全くなかったので，火災保険には入っていなかった。Ａ寺の再建には，土地全体の整地費用も含めて億単位の資金が必要である。通常，寺院の建物を修理するなどの場合には，檀家に寄付を募る。しかし，檀家の人たちの多くが勤めていた製材工場やその関連会社の建物も全焼してしまったため，各檀家も生計を立てることが厳しくなっている。それゆえ，檀家からの寄付によるＡ寺の建物等の再建は，困難であった。

この年，Ｂ村村長は，全焼した村立小学校の再建を主たる目的とした補正予算を議会に提出した。

その予算項目には，Ａ寺への再建助成も挙げられていた。補正予算審議の際に，村長は，「Ａ寺は，長い歴史を有するばかりでなく，村の唯一のお寺である。Ａ寺は，宗旨・宗派を越えて村民に親しまれ，村民の心のよりどころでもあり，村の交流の場ともなっている。Ａ寺は，村にとっても，村民にとっても必要不可欠な，言わば公共的な存在である。できる限り速やかに再建できるよう，Ａ寺には特別に助成を行いたい。その助成には，多くの村民がお墓を建立しているＡ寺の墓地の整備も含まれる。墓地は，亡くなった人の遺骨を埋蔵し，故人を弔うためばかりでなく，先祖の供養という人倫の大本といえる行為の場である。それゆえ，速やかにＡ寺の墓地の整備を行う必要がある。」と説明した。

Ａ寺への助成の内訳は，墓地の整備を含めた土地全体の整地の助成として２５００万円（必要な費用の２分の１に相当する額），本堂再建の助成として４０００万円（必要な費用の４分の１に相当する額），そして庫裏再建の助成として１０００万円（必要な費用の２分の１に相当する額）となっている。補正予算は，村議会で議決された。その後，Ｂ村村長はＡ寺への助成の執行を終了した。

〔設問１〕

Ｄは，今回のＢ村によるＡ寺への助成は憲法に違反するのではないかと思い，あなたが在籍する法律事務所に相談に来た。

あなたがその相談を受けた弁護士である場合，どのような訴訟を提起するか（なお，当該訴訟を提起するために法律上求められている手続は尽くした上でのこととする。）。そして，その訴訟において，あなたが訴訟代理人として行う憲法上の主張を述べなさい。

〔設問２〕

設問１における憲法上の主張に関するあなた自身の見解を，被告側の反論を想定しつつ，述べなさい。

【参考資料】墓地，埋葬等に関する法律（昭和２３年５月３１日法律第４８号）（抄録）

第１条　この法律は，墓地，納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が，国民の宗教的感情に適合し，且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から，支障なく行われることを目的とする。

第１３条　墓地，納骨堂又は火葬場の管理者は，埋葬，埋蔵，収蔵又は火葬の求めを受けたときは，正当の理由がなければこれを拒んではならない。

事実関係整理表・論点一覧・関連判例

事　実	論　点	関連判例
B村村長が，A寺へ計7500万円を助成した。	訴訟選択	
・A寺はC宗の末寺である。 ・A寺の本堂には観音菩薩像が祀られ，礼拝供養といった宗教儀式が行われている。	「宗教上の組織若しくは団体」（89条）該当性	最判平5.2.16 最大判平22.1.20
本件は，宗教団体への公金支出のケースである。	憲法第20条第１項後段と同条第３項の関係	最大判平9.4.2 最大判平22.1.20
	政教分離違反の判断基準	最大判昭52.7.13 最大判平22.1.20
ア　各支出に共通する事実 （合憲の方向に働く事実） ・B村の全世帯300世帯のうち，約200世帯がA寺の檀家である。 ・A寺は村民の交流の場となっている。 ・A寺の建物等の再建は，檀家からの寄付ではまかないきれないものであった。 （違憲の方向に働く事実） ・A寺はC宗の末寺である。 ・A寺の本堂には観音菩薩像が祀られ，礼拝供養といった宗教儀式が行われている。 ・助成額は高額にわたる。	各公金支出の違憲性	
イ　墓地の整備を含めた土地全体の整地の助成（支出①）に関する事実 （合憲の方向に働く事実） ・B村において，大きな墓地はA寺の墓地だけである。 ・A寺の墓地のパンフレットでは，「宗旨・宗派を問わない」とされていた。 （違憲の方向に働く事実） ・他の宗旨・宗派の信者からの希望があった場合には，希望者がC宗の典礼方式に同意する必要があった。 ・支出額は多額で，必要な費用に占める割合も大きい。		

事　実	論　点	関連判例
ウ　本堂再建に対する助成（支出②）に関する事実 (合憲の方向に働く事実) ・A寺の本堂は村民の交流の場としても用いられている。 ・支出①③に比べて，必要な費用に占める割合が小さい。 (違憲の方向に働く事実) ・A寺の本堂では，観音菩薩像が祀られ，礼拝供養といった宗教儀式が行われている。		
エ　庫裏再建に対する助成（支出③）に関する事実 (合憲の方向に働く事実) ・庫裏は本堂と異なり，住職の住居として用いられている。 (違憲の方向に働く事実) ・庫裏はA寺を管掌する僧侶である住職が住むものである。		

出題趣旨

本問を解くに当たって，何が憲法上の問題であるかについては比較的容易に発見できたのではないかと思われる。政教分離原則に関する法科大学院での憲法の授業では，関連判決を正確に理解し，かつ，関連判決の判断枠組みの問題点，事実評価の問題点をも適切に検討し学習することが求められている。本問は，このような学習の中で養成されていることが期待される「考える力」を見ようとする問題である。

まず，設問１では，本問における公金支出が憲法に違反するのではないかと考えるＢ村の住民から相談を受け，弁護士としてどのような訴訟を提起するかが問われている。ここでは，「(なお，当該訴訟を提起するために法律上求められている手続は尽くした上でのこととする。)」という設問の記載に留意しつつ，この種の訴訟で通常採られている訴訟形式で，かつ最も事案に適したものを指摘することが求められている。なお，ここでは，法律実務家を目指す者のための試験として，訴訟形式の根拠となる条文を号まで特定して記載することが求められる。

訴訟形式に加えて，設問１では，訴訟代理人として行う憲法上の主張が問われている。ここでは，憲法上の主張を問題文に記載された事実関係を踏まえ丁寧に論じることが求められている。そして，設問２では，かかる原告代理人の憲法上の主張に関する「あなた自身」の見解を，被告側の反論を想定しつつ，設問１におけるのと同様に問題文の事実関係を踏まえ丁寧に論じることが求められる。なお，原告の主張，被告の反論とも，およそあり得ないような極端な見解を述べ，「あなた自身の見解」では中間の立場を採るといった，技巧に走る答案は求められていない。

本問では，特に，憲法第８９条前段の「宗教上の組織若しくは団体」への公金支出の禁止が問題となる。問題文では，Ｃ宗及びＡ寺が宗教法人法上の宗教法人であるか否かについて，あえて記述していない。この点については，「宗教上の組織若しくは団体」の定義を述べつつ，遺族会はこれに該当しないとした箕面忠魂碑･慰霊祭訴訟判決（最判平成５年２月１６日民集４７巻３号１６８７頁）や，氏子集団がこれに該当するとした空知太神社訴訟判決（最判平成２２年１月２０日民集６４巻１号１２８頁）を参考にしながら検討すると，Ｃ宗及びＡ寺が「宗教上の組織若しくは団体」に該当することが肯定されることになる。

憲法第８９条前段の問題であるとすると，「宗教上の組織若しくは団体」への公金支出は，憲法第２０条第１項後段の特権付与の禁止に抵触することにもなり得る。愛媛玉串料訴訟判決（最判平成９年４月２日民集５１巻４号１６７３頁）は，「宗教上の組織若しくは団体」への玉串料の奉納を憲法第２０条第３項の「宗教的活動」の禁止の問題を中心として判断した。神社の例大祭等での玉串料の奉納ではなく，火災で延焼した神社再建への公金支出の問題である本問の場合には，Ｂ村の「宗教的活動」と捉えるのか，それともＢ村によるＡ寺への「特権付与」の問題と捉えるのか，検討することが求められる。

そして，憲法第８９条前段の下で，公金支出の禁止は絶対的禁止なのか，それともその禁止は相対化されるのかが，問題となる。ここでは，憲法第２０条第３項における「宗教的活動」の禁止の相対化論とも関係して，どのような判断枠組みを構築するのかが問われる。その際，宗教と関わり合いを持つ国家行為の目的が宗教的意義を有するか否か，その効果が宗教を援助，助長等するか否かを諸般

の事情を総合考慮して判断し，国家と宗教との関わり合いが相当限度を超えているとして，問題となった公金支出を合憲とした津地鎮祭訴訟判決（最判昭和５２年７月１３日民集３１巻４号５３３頁），問題となった公金支出を違憲とした愛媛玉串料訴訟判決，そして総合考慮によって私有地の無償貸与を違憲とした空知太神社訴訟判決等，判例動向を踏まえつつ，原告の主張，被告の反論，そして「あなた自身の見解」における判断枠組みを構築し，一定の筋の通った理由を付して結論を導き出すことが求められている。

Ａ寺への公金支出を正当化するに当たって，Ｂ村村長はＡ寺を「公共的な存在」と位置付けている。しかし，墓地，埋葬等に関する法律上はＡ寺のＤに対する埋葬拒否が「正当の理由」に該当するとしても，Ｂ村の村民の誰でもがＡ寺の墓地に埋葬することを認められるわけではないということから，Ａ寺を「公共的な存在」と位置付けることの妥当性が問題となる。そのような墓地を含めた土地整備費用の助成の合憲性を検討することが求められる。本堂は，Ａ寺が宗教的行為を行う場であるが，他方で一般住民のための場としても利用されている。住職の住居である庫裏は，住居という点にのみ重点を置けば，他の村民の住居と同じ性格のものと位置付けられ得る。他方で，Ａ寺を管掌する僧侶である住職が住むことに重点を置けば，庫裏は単なる住居とはいえず，「宗教上の組織若しくは団体」のための住居と位置付けられ得る。このような複合的な性格を分析しつつ，それぞれへの公金支出の合憲性を個別的・具体的に検討することが求められている。

Aさんの答案・公法系・第１問　（142.58点，28〜33番）

第１　設問１

１　Ｂ村によるＡ寺への助成（以下，「本件支出」とする）は憲法８９条に違反する違憲違法なものであるためＢ村はＡ寺に対して不当利得返還請求権を有するとして，住民監査請求（地方自治法２４２条１項）を経たうえで，Ａ寺に対して不当利得の返還請求をするよう求める住民訴訟（同法２４２条の２第１項４号）を提起すべきである。

２　憲法上の主張としては，Ｂ村によるＡ寺への助成は憲法（以下，法令名を略す）８９条に反し違憲違法であると主張する。

⑴　憲法８９条は，「宗教上の組織」に対して「公金その他の公の財産」を支出・利用に供することを禁じる。「宗教上の組織」とは，主に宗教活動を行う団体をいう。同条は，２０条３項の定める政教分離の原則を財政的側面から規律するものである。すなわち，少数派の信教の自由（２０条１項）が弾圧され，国家と宗教との癒着が起こったという歴史の反省から，国家の宗教に対する宗教の中立性を保つことでもって個人の信教の自由を保障しようとする制度的保障の表れである。しかし，福祉国家の理念から，国が一切宗教的組織に財政的援助をすることやかかわりを断つことは困難であることから，絶対的な宗教的中立性を求めるものではない。また，明らかに宗教上の組織に対する支出は政教分離の原則の趣旨に鑑み，福祉国家の観点から公共的な必要性が認められる必要がある。そのため，公金の支出が８９条に反すると評価されるのは，公金の支出がその額，目的，これらに対する一般人の評価などに照らし相当とされるかかわりの限度を超える場合と考える。

◀他の答案と異なり，89条が20条３項の裏返しであることを根拠に，相対的禁止であることを論証している

◀空知太神社訴訟判決の総合判断方法によっている

1ページ

⑵　まず，Ａ寺はＣ宗の末寺である。村民の交流の場となっていることや檀家であるかを問わずにＢ村の村民の相談に応じているという事情はあるものの，相談の場であるＡ寺本堂で礼拝供養などの宗教儀式を行っていることに変わりはなく，主に宗教活動を行う団体であり，「宗教上の組織」にあたる。

◀端的に分かりやすく認定している

⑶　本件における公金の支出は，総額７５００万円にも上っている。Ａ寺への助成の目的は，Ａ寺が村の唯一のお寺であって，村民の交流場として，公共的な存在に至っているためのその再建助成をする

◀出題趣旨において要求されている事実の評価について全て触れられている

こととされている。そして，墓地の整備を含めた土地全体の整地の助成については，必要な費用の２分の１にも相当する２５００万円が支払われている。同墓地については，亡くなった人の遺骨を埋蔵し，個人を弔い先祖の供養をする場であるためすみやかに整備の必要があると説明されているところ，同墓地は「宗旨・宗派は問わない」と記載してほかの宗旨・宗派の信者の埋葬を受けていることとしているものの，これはC宗の典礼方式で埋葬または埋蔵を行うことに同意した場合にこれを認めるというものに過ぎず，C宗の末寺として墓地を提供しているにすぎないため，一般人全体にとっての公共性はないといえる。そのため，墓地の整備を含めた土地全体の整備の助成をしたことは，相当とされるかかわりの限度を超え，８９条に反する。

◀墓地埋葬は公共性を有しそうにも思えるが，この事情から公共性を否定しており，法的意味の検討が出来ている

　また，本堂再建の助成にあたっては，必要な費用の４分の１の支出にとどまっているものの，４０００万円と大金を支出している。さらに，本堂ではA寺の檀家であるか否かにかかわらず村民の相談に応じるなどしているものの，本堂は本来的に宗教的性質を有する場所であり，現にA寺でも礼拝供養といった宗教儀式を行う場となっている。そうだとすれば本堂再建の助成についても，相当とされるかかわりの限度を超え，８９条に反する。

2ページ

◀本堂の交流の場としての性質を踏まえても，本質的な宗教性は否定されないと，２つの事実を上手く対応させている

　そして，庫裏再建の助成については，必要な費用の２分の１にも相当する１０００万円が支出されている。他の助成に比べれば支出金額は低いものの，庫裏が住職の住居であり住職の私的な場所に過ぎないことから，単にA寺の住職であることのみで助成を行うものであり，住民との公共的なかかわりを認定することはできない。そのため，庫裏再建の費用についても，相当とされるかかわりの限度を超え，８９条に反する。

第２　設問２

１　「宗教上の組織」該当性

⑴　A寺としては，A寺は主として宗教活動を行うものではないため，「宗教上の組織」にあたらないと反論することが考えられる。A寺はB村にある唯一の寺であり，B村の全世帯約３００世帯のうち約２００世帯がA寺の檀家であり，A寺の檀家でない村民も，A寺の行事に参加しており，A寺は村民の交流の場となっているといえる。また，A寺の本堂では檀家であるか否かを問わずに村民の相

◀反論の主語をA寺としたのは誤り

談に応じるなどしている。A寺の所有する墓地はB村唯一の大きな墓地であり，C宗の典礼方式で埋葬を行うことに同意する限りで宗旨・宗派を問わずに受け入れている。そうだとすれば，A寺はその檀家であるか否かを問わずB村・B村村民にとって公共的な存在であり，主に宗教活動を行う団体とは評価できない。

3ページ

⑵　私見としては，A寺は「宗教上の組織」に該当すると考える。たしかに，A寺主張の通りA寺のB村における公共性は認められるが，８９条が政教分離を財政的側面から定めた規定であることに鑑みれば，「宗教上の組織」該当性は当該公共団体において主として宗教活動を行っていると認められるかではなく，客観的抽象的に判断すべきである。そうだとすれば，B村の主張の事実があったとしても，A寺はC宗の末寺であり，B村村民の交流の場となっているA寺の行事も，宗教的な祭りなどであり，その所有する墓地はC宗の典礼方式で埋葬または埋蔵を行うこととしていることを考えれば，A寺は主に宗教活動を行う団体であり，B村村民にとっての公共的な存在であることは付随的な活動に過ぎないと考えるべきである。

２　本件支出が８９条に違反するか

⑴　A寺としては，仮にA寺が「宗教上の組織」に該当するとしても，本件支出はその目的・効果に照らして相当とされる限度を超えないと反論する。

具体的には，A寺は明らかに「宗教上の組織」にあたる団体ではないため，D主張のように本件支出の与える影響を重視しない緩やかな基準によって８９条違反を認定すべきではない。

明らかに「宗教上の組織」にあたる団体ではない団体に公金を支出する場合，当該支出の目的が宗教的意義を有するものであって，それによって特定の宗教に対する援助・促進などの効果を有し，一般人の観点から見て社会通念上相当とされる限度を超える場合に，８９条に反すると評価される。具体的には，本件支出の対象・場所，一般人の与える評価，宗教的意識の有無，一般人への影響などを考慮して決すべきである。影響のいかんは，各地域によって異なるため，判断の基準とする一般人は，抽象的な一般人ではなく，当該公共団体における一般人を想定すべきである。

4ページ

◀空知太神社訴訟判決の判例の理解が伝わる。特に，明らかな宗教上の組織でない場合の判断方法は，重判の解説事項にまで言及されており，かつ一般人の範囲など細かな配慮も伝わる

本件支出は，B村における広範囲の火災の影響でA村の檀家も経

済的に苦しく，A寺が檀家から寄付を受けることができない状況の下，A寺がB村においてはたしてきた役割に鑑み，A寺への再建助成を目的としてなされたものであるから，その目的はB村全体の公共的なものであって，かかる目的にたつ支出である以上，特定宗教の促進という効果を持つものではない。そして，B村村民の世帯のうち３分の２が檀家であり，檀家でない者もA寺の行事に参加していることを考えれば，公共的役割を有するA寺を再建するために各費用の２分の１ないし４分の１にとどまる公金を支出することは，一般人の観点から見て社会通念上相当とされる限度を超えない。

⑵　私見としては，本件支出の８９条違反を判定する基準は，A寺が少なからずB村において公共的な性質を有することに鑑み，明らかに「宗教上の組織」に該当するとはいえないため，かかる組織に対する公金の支出による助成はその目的・効果に照らし８９条違反と評価されるか否かを厳密に判断すべきであると考える。

具体的には，B村主張の通りの基準による。ただし，判断基準とする一般人は，当該公共団体における一般人ではなく，一般国民全体という抽象化した一般人ととらえるべきである。上述の通り，政教分離原則の趣旨は国家と宗教の癒着を防止することで信教の自由を間接的に保障する点にあるため，一般国民全体との関係で公金の支出による影響を考えるべきだからである。

5ページ

本件支出全体についてその目的が宗教的意義を持つものではないことはB村主張の通りである。

そして，墓地の整備を含めた土地の整地の助成については，必要な費用の２分の１にあたる２５００万円が支出されている。かかる額は小さいとはいえないものの，当該墓地はB村における唯一の大きな墓地であり，典礼方式にC宗の方式によるという限定はあるものの，宗旨・宗派を問わず受け入れることとされていた。また，墓地は遺骨を埋蔵し個人を弔い，先祖の供養という人倫の大本といえる行為の場でもあり，かかる行為自体は宗教的意義を有するものではないこと，かかる発想は日本国民一般の発想であるといえる。さらに，A寺再建の助成が必要になったのは，そもそも檀家からの寄付も期待できない非常事態においてであるため，特定宗教の促進というよりは，必要最低限の埋葬などを行うために公金を助成しているといえる。以上の事情を考えれば，墓地の整備を含めた土地の整

地の助成については，その効果として特定宗教の促進・援助などにあたるとはいえないため，相当とされる限度を超えず，８９条に反しない。

6ページ

他方，本堂再建・庫裏再建の助成として支出された計５０００万円については，本堂が本来的に宗教儀式をおこなう場所であること（村民の相談に応じるための場所であっても本堂で行う必然性はないこと）を考えれば，あえて本堂を再建するために４０００万円という大金を支出することは特定宗教の促進・援助という効果を有すると考えざるを得ない。また，庫裏については，住職の起臥寝食の場であり，個人的な場所に過ぎない。かかる場所への助成は，単にＡ寺の住職であることのみに基づくといえるため，特定の宗教の促進・援助という効果を有すると考えざるを得ない。したがって，本堂再建・庫裏再建の助成は，相当とされる限度を超え，８９条に反する。

◀本堂は一般住民のための場でもあるが，本堂ではなくとも住民の相談に応じることはできると，自分なりの評価を加えている

以　上

Bさんの答案・公法系・第１問　（127.31点，190～200番）

第１　設問１

１　提起すべき訴訟

ＤはＢ村によるＡ寺への助成金支出は政教分離原則（憲法２０条３項，８９条後段）に反し無効であり，Ａ寺には不当利得があるとして，Ｂ村長に対し，不当利得返還請求を求める住民訴訟を提起する（地方自治法２４２条の２第１項４号）。

２　具体的主張

⑴　Ａ寺の性質

Ａ寺は，Ｃ宗の末寺であり，特定の宗教の信仰，礼拝または普及等の宗教的活動を行うことを本来の目的とする組織ないし団体であり「宗教上の組織若しくは団体」（憲８９条）にあたる。

⑵　Ａ寺への助成の性質

ア　政教分離の法的性質

政教分離原則は，信教の自由が人間の精神的自由の根幹をなす権利であること，それにも拘らず過去に少数派宗教が弾圧された経緯があることから，国家と宗教の完全な分離を目指し国家に宗教との関わり合いを義務づける客観法である。このような政教分離原則の趣旨に照らすと国家と宗教は完全分離が原則であり，８９条により禁止される公金支出及び２０条３項の「宗教的行為」の意義は広く解されるべきであり，両者の関わり合いが許されるのは行為の目的・効果等を考慮したとき当該行為の宗教的意義が極めて希薄といえるような例外的な場合に限るというべきである。

◀政教分離を少数者への心理的抑圧と捉える愛媛玉串料訴訟判決への理解が伝わる

1ページ

イ　本件における検討

本件では，礼拝供養という宗教儀式を行う本堂の再建，その本堂において宗教儀式を行う住職の住居たる庫裏の再建，及びＣ宗の典礼方式での埋葬・埋蔵のみを許容する墓地の整備のために公金が支出されている。このような支出はＣ宗Ａ寺という特定の宗教団体の活動を支援するものであり，そこに宗教的目的がないということはできない。

◀各施設の宗教性を端的に評価しており，読みやすい答案となっている

また，Ｂ村の全世帯約３００世帯のうち約２００世帯がＡ寺の

檀家であり，A寺はB村において多数派を形成する宗教団体である。このような多数派宗教団体に対し公権力が助成した場合，その宗教団体が他の宗教団体とは異なる特別のものであるとの印象を与え，その宗派がさらに助長されるとともに，Dのような少数派の宗派の者が心理的に圧迫される結果となる。さらに，助成金は本堂・庫裏・墓地ともに１０００万円上回る大金であり，そのような高額の助成がある場合，C宗A寺が特別な宗教団体であると一般人に認識させる効果はさらに非常に大きいものとなる。

◀額が多額かどうかは，人口との関係に着目するとより良かった

以上のことからすると，本件公金支出は，その目的・効果等において，宗教的意義が極めて希薄ということは出来ず，８９条により禁止される公金支出及び２０条３項の「宗教的行為」に該当する。

(3) 以上より，本件公金支出は政教分離原則（２０条３項，８９条後段）に反し無効である。

2ページ 第２　設問２

１　政教分離原則の法的性質

(1) 被告の反論

政教分離規定は，制度的保障の規定であって，信教の自由そのものを直接保障するものではなく，国家と宗教との分離を制度として保障することにより，間接的に信教の自由の保障を確保しようとするものである。そして，国家と宗教との完全な分離を実現することは，実際上不可能に近く，国家が宗教とのかかわり合いをもつことを全く許さないとするのは現実的でない。そうすると，同原則により許容されない公金支出及び「宗教的行為」とは，当該行為の目的・効果等を考慮したときに国及びその機関の活動で宗教との関わりあいが相当とされる限度を超えるもののみをいうというべきである。

◀被告の反論から判例の理解が伝わる。私見が被告と噛み合っていれば，より良かった

(2) 私見

政教分離原則の規定は，国家と宗教との完全分離を理想とするものであり，単に制度の核心を保護するものではなく，国家に宗教との完全な分離を義務づけるものである。そうすると，国家と宗教の関わり合いは原則として禁止され，厳格に審査される必要がある。具体的には，それが許容されるのは，①客観的に認定される当該行為の目的が世俗的でかつ②その効果が特定の宗教の援助，助長，促

◀政教分離が制度的保障でなく，客観法であることから，厳格審査に入っており，最近の議論の知識が伺われる

進ないし圧迫，干渉にならない場合に限るというべきである。

2　本件における検討

(1)　被告の反論

3ページ　A寺は，そこで開催される行事に檀家以外の村民も参加する等B村民の交流の場となっており，村民の悩みごと相談も受け付ける等，公共の場所として機能している。庫裏についても，これなくしては住職が上記の本堂での活動をなすことも困難となることから本堂に付随するものとして公共的性質を有するといえる。また，墓地は故人を弔うためばかりではなく，先祖の供養という人倫の大本といえる行為の場であり，単なる宗教施設以上の，普遍的な精神活動の場所としての性質を持つ。このような性質を持つ施設への支出は客観的にみて，格別の宗教的意義を有しないといえる。さらに，そもそも本件助成は，大火災によりA寺の本堂の本堂・庫裏が全焼し，墓地も木立・物置小屋等の設備が消失し，また同時に，檀家の人もその多くが職を失い，生計を立てることが困難であり，それらの再建・整備のための寄付を募ることも出来ないという極めて特殊な状況において，B村全体の復興支援を目的になされたものである。このことはA寺への助成予算が全焼した村立小学校の再建を主たる目的とした補正予算とともに議会に提出されていることからも客観的に明らかである。

◀公共性が高いことをしっかりと論じ，出題趣旨に沿っている

　そして，A寺はB村における多数派の宗教団体であるとしても，先に述べたようにA寺で開催される行事には檀家以外の村民も参加する等しており，公共の場としての性質は村民全体に周知されているといえる。そうすると，原告が主張するような多数派宗教団体への助成による，当該宗教の援助ないし少数派の心理的圧迫という効果は本件では認められない。また，A寺は江戸時代の一般的な寺院の建築様式でたてられており，これへの助成が特殊な宗教団体への格別の援助との印象を一般人に抱かせるとは言い難い。さらに，助成額も少額ではないとはいえ，再建・整備に要する全額を負担するものではなく，4分の1ないし2分の1の割合負担であり，一般人に対しC宗A寺が特別な宗教団体であると認識させるものではない。

4ページ

◀額の評価の反論は説得力が多少欠ける

(2)　私見

　本堂・庫裏の再建に対する助成については被告主張の通りと考え

◀あてはめ段階でも，被告と私見を両方しっかり検討しており，他の答案と差をつけている

る。A寺はB村の唯一の寺であり，檀家以外の者もそこでの行事に参加する等宗派を超えて村民に親しまれる公共の場であり，それに付随する庫裏も同様である。これに対し，B村大災害の復興の一環として公金を支出することは目的においても効果においても格別の宗教的意義は認められず，それが政教分離原則に反するということはできない。

しかし，墓地の整備については別個検討を要する。A寺の墓地においてはC宗の規則で同宗の典礼方式以外での埋葬を認めていない。実際，本件ではC宗の信徒ではないDが自身の宗派に従った埋蔵を実現できないでいる。このようにA寺における墓地は，その本堂等と異なり，C宗の宗教的活動に限定された施設であることは明らかであり，公共的性質を有するとはいえない。被告は墓地が先祖の供養という人倫の大本たる普遍的精神活動の場であるとするが，その墓地に少数派宗派の者が埋蔵・埋葬できないのであれば被告の主張は多数派の便宜的な主張にすぎない。そのような特定宗教の宗教活動の場所たる墓地に公金を支出することは，原告主張のように目的において世俗的ということはできず，その効果の点でもC宗の促進およびその他の少数宗派の圧迫が認められる。そしてA寺の墓地はB村の墓地の大部分を占めることからすると，その精神的・現実的圧迫の程度は大きいものといえる。

5ページ

◀被告との対立点が明確化されており，支出ごとに分けて検討している点も評価が高い

以上より，墓地の整備のための２５００万の公金支出は８９条により禁止される公金支出及び２０条３項の「宗教的活動」に該当し政教分離原則に反して無効である。

以　上

Ｃさんの答案・公法系・第１問　（118.67点，405～437番）

第１　設問１

１　訴訟類型

Ｄは，本件助成は憲法違反であって，これに基づく支出は財務会計上の違法があることを理由に，村長Ｂを被告として，個人Ｂに３５００万円の損害賠償を請求することを求める訴訟を提起する（地方自治法２４２の２第１項４号）。

２　原告の主張

⑴　Ｂ村のＡ寺に対する助成は，Ａ寺ひいてはＣ宗に対する援助となるものであって，政教分離の原則（憲法（以下，法令名を略す）８９条前段）に反して違憲であり，このための支出は財務会計上違法である旨主張する。

⑵　８９条前段は，宗教団体に対する公金支出を禁止する。これは，歴史的に国家と宗教が結びついて特定の宗教の保護と他宗教の排斥が行われてきたことから，政教分離を定めることで信教の自由（２０条１項）を間接的に保障するという制度的保障を定めるものである。もっとも，一切の公金支出を禁じることはむしろ宗教団体が他の団体に比べて保護されず，かえって信教の自由の保障を希薄にすることから，相当程度のかかわり合いの限度にある公金支出までを禁じるものではない。そして，相当程度のかかわり合いの限度を超えるか否かは，当該支出が宗教団体に対して援助，助長，促進又は圧迫の効果を有するかにより判断する。具体的には，支出の内容・効果・規模や宗教団体の性質・由来，一般人の宗教的評価等を総合的に考慮して社会通念に基づき判断する。

◀基準については原告で詳述し，以後争っていない

1ページ

⑶　これを本件支出についてみると，Ａ寺はＣ宗の末寺としてＣ宗の典礼方式にのっとり埋葬等を行っており，また一般的な寺院の建築様式で宗教儀式を行っていることから，宗教団体にあたる。

◀原告の主張は非常に端的に目的効果にあてはめをしている

そして，本件支出は７５００万円という巨額の補助である。そして，火災による被害について他の企業等に比して優先的にＡの再建を促すものであるから，Ａの宗教活動の助長・促進という効果を有し，かつ一般人においても同様の評価を与えるものといえる。

以上から，本件支出は相当程度の関わり合いを超えるものとし

て，政教分離原則（８９条前段）に反し違憲であり，財務会計上違法となる。

第２　設問２

１　宗教団体該当性

⑴　反論

Ａは Ｂ村唯一の寺であり，また他宗徒の埋葬も行っている。さらに，Ａ寺は宗教儀式のみならず住民の相談を受ける等の集会場の機能を果たしており，またＡ寺はもともとＢ村長者により建設されたものである。このような性質・機能・由来からは，Ａ寺は宗教団体ではない，との反論が考えられる。

⑵　私見

しかし，Ａ寺はＣ宗の末寺としてＣ宗の典礼方式にのっとり埋葬等を行い，また礼拝供養等の一般的な宗教活動も行っている。それにもかかわらず，Ａ寺の宗教団体性を否定することはＡ寺のこれら宗教活動を軽視することとなり，かえってＡ寺の信教の自由の保障を希薄化させてしまい８９条前段の趣旨に反する。

2ページ

したがって，Ａ寺は８９条前段の宗教団体に該当する。

２　相当程度のかかわり合いの限度を超えるか

⑴　反論

支出の内容は，住民の交流の場であるＡ寺の再建を補助するものであり，効果についても，Ａ寺及びＣ宗の宗教活動を特別に保護するものではない。宗教団体の性質・由来については，前述の反論の通り，Ａ寺は歴史的に宗教的意義が希薄であり，また住民の交流の場として利用されている。さらに，Ａ寺は村唯一の寺としてＢ村の３分の２の世帯の埋葬を行っている。

このような事情から，本件支出は一般人からみて，Ａ寺の宗教活動の援助・助長・促進とならず，よって，相当程度のかかわり合いの限度を超えない。

⑵　私見

まず，支出の内容について，確かにＢ村としては交流の場としてのＡ寺の再建を目的とするものとされているが，そのような意義を有する施設であれば別途公の施設を設立・再建すればいいのであり，単なる宗教団体が副次的に行っている活動に対して巨額の補助をすることは相当でなく，むしろＡ寺の墓地運営等の宗教活動を保

◀支出ごとに分けて検討していない

護するものと推認できる。これは，補助金の内訳が土地・本堂・庫裏に各２５００万円・４０００万円・１０００万円とされており，交流の場の再建なら本堂のみの再建補助で足りるはずであることからも明らかである。また，Ａ寺がＢ村の３分の２世帯を檀家とすることから，Ｂ村における死者の円滑な埋葬を図り公衆衛生を保護する目的も考えられるが，本件火災においては一人の死者もいない以上，このような公共の目的ではありえない。

3ページ

次に，支出の効果については，墓地整備費を含むこと，住職の住居にすぎない庫裏の再建費用も含むことから，Ａ寺の交流の場としての側面のみならず，Ａ寺が円滑に宗教活動を行うことができるようにする効果を有することが明らかである。

そして，支出の規模は，７５００万円であって，世帯数約３００のＢ村の財政規模にあっては巨額である。

他方，宗教団体の性質・由来については，反論の通りの交流の場としての側面を有している。しかし，Ｃ宗の典礼方式に沿う埋葬方式を義務付けていることや寺院としての建築様式や観音菩薩像といった設備をみても，Ａ寺の有する宗教団体としての性質は希薄ではない。

そして，Ｂ村ではＡ寺の他に多くの施設が全焼しているにもかかわらず，小学校という必要的施設に準じてＡ寺の再建を助成していることも加えれば，一般人からみて本件支出がＡ寺の宗教活動の援助・助長・促進という効果を有することは明らかであって，相当程度のかかわり合いの限度を超えるというべきである。

したがって，本件支出は政教分離原則に反して違憲であり，財務会計上の違法がある。

以　上

◀再現率は定かではないが，本再現答案のみで判断すると，上記サイドコメントにもあるような理由から憲法の得点は低いのではないかという印象

Dさんの答案・公法系・第１問　（108.71点，887～953番）

第１　設問１

　A寺に対し合計７５００万円の不当利得返還請求をすることをB村村長に対して求める請求を住民訴訟として提起する（２４２条の２第１項４号）。

　その訴訟において，A寺への助成は政教分離（８９条前段，２０条１項後段，２０条３項）に違反すると主張する。以下詳説する。

１　そもそも，政教分離の趣旨は国家の宗教的中立性を確保し，もって個人の信教の自由（２０条１項）を保障しようとする点にある。たしかに，かかわりあいを全て否定することはできないが，制度の忌避が要求されている以上，分離は厳格に解すべきである。

　具体的には，①対象が全く宗教性を有しないか，あるいは②支出をしないことにより著しく不合理な結果を避けることができない場合に限って，支出が許されると解する。

◀対象の宗教性，支出の合理性という本件に即した規範を定立しようとしているが，①の場合はそもそも，「宗教団体」への支出とはいえないだろう。条文の関係を意識するとより良かった

２　本件で，たしかにA寺は村民の交流の場ともなるなど，公的施設としての側面も有する。

　しかし，A寺はC宗の末寺であり，観音菩薩像が備えられ，宗教儀式を行うなど，明らかに宗教性を有している（①）。

　たしかに，A寺を再建しなければ，村民の交流の場や相談の場が失われるなど著しく不合理な結果をもたらすとも思える。

◀全般的に，「確かに」，「しかし」の繰り返しで読みにくい

　しかし，そのためには，B村によって自主的に住民会館を建設するなどして交流の場を設ければ足りるのであるから，それにより②著しく不合理な結果を避けることができる。

◀住民会館の建設など，自分で代替手段を検討しており好印象である

1ページ

　また，大きな墓地はA寺の墓地だけだとしても，これもB村によって自主的に備えれば足りるのであり，A寺に助成しなければ著しく不合理な結果になることを避けられないとはいえない。

　よって，本件支出は政教分離に反し，違憲である。

第２　設問２

１⑴　まず，被告としては政教分離の限度を過度に厳格に解すべきでないと反論する。

⑵　そもそも，政教分離の趣旨は国家の宗教的中立性を確保し，もって個人の信教の自由を間接的に確保しようという点にある。

もっとも，他の非宗教的施設に援助するのと平等に援助する場合など，完全な分離を貫くことはできない。

とすれば，政教分離は制度的保障であって，目的及び効果に照らして，わが国の文化的社会的諸条件に照らして相当とされる程度のかかわり合いを超える場合に違憲となると解する。

◀判断基準は，判例に依拠しているが，原告の主張との対応関係を明らかにするとなお良い

2(1) 被告としては，A寺は公共的施設であって，これに助成しても政教分離に反しないと反論する。

(2) たしかに，A寺は江戸時代からの長い歴史を有するばかりでなく，村の唯一のお寺であって，檀家でない村民の多くもA寺の行事に参加しているなど，A寺は村民の交流の場となっており，かつ，村民の相談を受け付けており，公共的施設だという性格も有する。

しかし，同時に宗教儀式も行い，観音菩薩像も備えられているのだから，こうした行事に参加した村民としては，A寺が宗教的施設であると感じざるを得ない。しかも，A寺の行事には，灌仏会というあまり聞き慣れない宗教的色彩の強い行事も行っているのだから，なおさらである。

2ページ

とすれば，これをもって公共的施設と見るのは無理であって，被告の反論は妥当でない。

3(1) としても，被告としてはA寺は村民にとって相談の場となるなど必要不可欠な存在であるから，助成も必要であると反論する。

(2) たしかに，本件火災によって，B村は全体として大きな打撃を受けており，檀家からの寄付によるA寺の再建は困難であるから，助成もやむをえないとも思える。

しかし，上記のようにA寺は公共性を有するとともに宗教性を有する施設である。

◀公共性に言及できており良いが，公共性を有することが事実の評価にどのように影響するのか考察できるとより良かった

とすれば，檀家の寄付によるのではなく，B村の予算によってA寺に助成することは，檀家でない１００世帯に対し，後者の宗教的部分についても強制的に税による負担を強いることとなり，妥当でない。

◀自治体からの支出は少数者への強制的支出になるとしており，良い評価である

むしろ，B村としては，宗教的色彩の無い新たな公共的施設を作るべきである。よって，上記反論は妥当ではない。

4(1) としても，被告としては，B村は小学校の再建への助成をしているのだから，同様にA寺への助成をしなければ，逆に特定の宗教に対する抑圧になりかねないと反論する。

◀助成しないことがA寺への弾圧になるとの理論は，説得力を欠くものであるから，長く論じるべきではなかっただろう

(2) たしかに，小学校の再建へは助成している以上，これと平等にA寺を取り扱わなければ，C宗に対する圧迫になるとも考えられる。

しかし，B村は民間企業等には助成をしておらず，A寺への助成をすれば，こうした民間企業との間で不公平が生じ，政教分離違反の問題が生じる。

3ページ

この点については，８９条や２０条１項が国家に対し不作為を要求していることにかんがみ，不作為をしている限りは政教分離違反にならないと考える。

とすれば，本件においても，助成をしない場合には政教分離違反にはならず，したがって，被告の反論は妥当でない。

5(1) としても，被告としては，墓地については先祖の供養という人倫の大本といえる行為の場であり，これについて助成をしても政教分離に反しないと反論する。

(2) たしかに，墓地埋葬法１３条により，墓地の管理者は埋葬の求めを受けたときは，正当の理由が無い限りこれを拒んではならないとされており，別の宗派であっても，埋葬自体はしてもらうことができ，したがって宗教性を有しないとも思える。

もっとも，埋葬方式について格別の取り扱いを認めていたのでは埋葬の管理が成り立たないのであって，埋葬方式については特定の方式にすることもでき，これは「正当の理由」にあたると解する。

本件でも，A寺の墓地パンフレットには「宗旨・宗派は問わない」と記載されているが，実際のところは，C宗の典礼方式で行うことに同意した場合に限るという条件が付されており，これに同意しない限り埋葬は認められない。

とすれば，本件墓地にあるのはC宗の典礼方式に従った墓地のみなのであって，これを見た一般人の意識としては，本件墓地がC宗という宗教的施設であるという意識を抱かざるをえない。

◀埋葬自体は拒まないが，C宗の方式に従わなければならないことに対する評価が良好である

4ページ

とすれば，墓地についても宗教的施設性が認められるから，上記反論は妥当ではない。

6 以上からすると，７５００万円という高額（それぞれ必要な費用の２分の１，４分の１，２分の１である）な支出をすることは，目的が宗教的意義をもち，特定の宗教に対する援助の効果を有するから，相当とされる程度のかかわりあいを超えるに至ったといえ，政教分離に反し，違憲である。

以　上

Ｅさんの答案・公法系・第１問　（103.00点，1203～1270番）

第１　設問１について

１　提起すべき訴訟について

本件助成は，Ｄの権利につき具体的な侵害をもたらすものではない。そこで，Ｄとしては客観訴訟によってその適否を争うべきである。

具体的には，地方自治法２４２条の２第１項４号に基づき，Ｂ村村長を相手方として，Ｂ村自身あるいはＡ寺に対して，本件助成金の支払い請求を求める住民訴訟を提起すべきである。

２　憲法上の主張について

⑴　本件助成は政教分離（２０条３項，８９条１項）に反し，違憲である。

⑵　たしかに，社会福祉等の観点から国による一定程度の宗教との関わり合いは是認せざるを得ない以上，厳格な政教分離を要求することは妥当でない。

しかし，当該行為による宗教との関わり合いが社会的許容限度を超える場合には，当該行為は「宗教的活動」として，政教分離に反するというべきである。

⑶　まず，本件助成はＣ宗の宗寺であるＡ寺という宗教団体に対して，その宗教施設たる本堂や庫裏等に関する再建のための費用として支出されるものであるから，宗教と直接的に関係する行為ということができる。

◀「Ａ寺への支出が宗教と直接的に関係する」ことを，空知太事件で示された審査基準に対する評価に用いている

従って，本件行為につき政教分離違反の有無を検討する場合には，空知太事件最高裁判決の趣旨に照らして，目的効果基準を用いるまでもなく，宗教的な行為そのものであることをもって直ちに違憲と解すべきである。

1ページ

◀判例を積極的に挙げるなどして，審査基準段階での深い考察が見られる

⑷　また，仮に本件行為が宗教との直接の関わりを有するものとまでは言えず，目的効果基準を用いた判断を行うとしても，本件行為は政教分離に反するというべきである。

目的効果基準による場合，当該行為の目的が宗教的意義を有するか，効果が特定の宗教を援助助長促進又は圧迫干渉するものかという点につき，一般人の感覚を基礎として客観的に判断すべきであ

る。

そして，本件では①Ａ寺は一般的な寺院の建築様式で建てられており，観音菩薩が祀られており，②そこでは礼拝供養といった宗教儀式が行われ，③Ａ寺が運営する墓地での埋葬については，Ｃ宗の典礼方式によることへの同意が要件とされ，④Ａ寺につきなされた助成の額は合計で７５００万円と高額であり，その内訳においても墓地・庫裏については再建費用の二分の一，本堂については四分の一と高い割合を示している。このような事情に鑑みると，本件助成金の支出は客観的にみて，宗教的な団体ないし施設（①②③）に対して国が特別の支援を行っているものとみられる（④）ものであるから，一般人の感覚をしてその目的が宗教的意義をもち，効果が特定の宗教を援助助長促進又は圧迫干渉するものと受けとられるものと評価できる。

◀原告の主張としてのあてはめでは，この程度の記載でも不十分ではないだろう

よって，本件行為は政教分離に反するものというべきである。

2ページ

⑸　最後に本件助成は「公の支配」に属さない団体に対してなされたものであり，公金支出制限に違反するものとして，この点においても憲法８９条に違反する。

◀「公の支配」該当性は，Ａ寺が「慈善，教育若しくは博愛」の事業ではないため，誤りである

第２　設問２について

1⑴　被告としてはまず，本件行為は宗教との直接的な関わり合いを有する行為ではなく，空知太神社事件とは事案が異なる，本件はむしろ白ひめ神社事件最高裁判決に従ってなお目的効果基準を用いて違憲性を判断すべき事案であると反論する。

◀判例を意識し，どの判例が，本件の具体的事情から射程が及ぶか検討しており，素晴らしい

⑵　たしかに，原告の主張するように，本件助成はＣ宗の宗寺であるＡ寺という宗教団体に対して，その宗教施設たる本堂や庫裏等に関する再建のための費用として支出されるものであるから，宗教と直接的に関係する行為ということができそうである。

しかし，本件助成は①あくまで偶然に生じた火災に起因するものであること，②Ａ寺以外の小学校の再建を主たる目的とした予算の一部として議決されていること，に鑑みれば，直接的な宗教的行為というよりはむしろ，緊急災害に伴う地方自治体による一般的な財政援助の一環としてなされた行為ととらえるべきである。そして，本件はそのような財政援助の過程に於いて宗教との関わり合いを持つに至った事例であるから，被告の主張通り，目的効果基準を用いてその違憲性を判断すべきである。

2⑴　次に被告としては，目的効果基準を用いた場合本件助成は政教分離に反するものではないと反論する。

⑵　たしかに，原告の主張する①ないし④の事情のみをみた場合，本件行為は一般人の感覚をしてその目的が宗教的意義をもち，効果が特定の宗教を援助助長促進又は圧迫干渉するものと受けとられるものと評価できそうである。

3ページ

しかし，Ａは一応宗教的施設の外形を備えてはいるものの（原告の主張①②），現在では村民の交流や相談の場となっており，壇家でない村民も訪れるようになっており，客観的な宗教色は弱まっているといえる。また，埋葬の拒否（同③）についても，Ａ寺はあくまで自らが行う典礼方式によることへの同意を要求しているに過ぎず，宗教の違いを理由に拒否している訳ではない。このような拒否は墓埋法１３条における拒否の「正当な理由」にもあたるのであり，このような拒否をもって客観的に当該墓地ないしＡ寺が宗教的施設にあたるということはできない。更に，本件助成金の内訳（同④）についても，最も公共的性格が強く宗教的色彩が弱い墓地については２５００万円と比較的高額であり，割合も二分の一と高めではある一方，宗教的施設の色彩が比較的強い本堂ないし庫裏については，各々割合ないし額が抑えられているのであり，本件内訳をもって客観的にみて宗教との関わり合いを援助助長促進するものということはできない。

◀同意を要することが法律上認められていることを上手く評価している

◀支出の内訳の評価を宗教性の強弱に応じて評価しており，あてはめの力を感じる

よって，被告主張の通り，本件助成は一般人の感覚を基礎として客観的に見た場合に，目的が宗教的意義を有し，効果が特定の宗教を援助助長促進又は圧迫干渉するものであるということはできず，政教分離に違反しないと解すべきである。

3　最後に公金支出制限違反の主張に関しては，Ａ寺に関して「公の支配」が及んでいると反論される。

4ページ

「公の支配」とは公費の浪費が防止できる程度の監視が及んでいれば良いと解されているところ，本件Ａ寺についても長年にわたりＢ村との関係を築いてきたものであるから，「公の支配」は及んでいると解すべきであり，被告の反論は妥当である。

◀公の支配についての検討は原告と同様誤りである

第３　平等権侵害の主張について

本件火災はＢ村の広域に及んだものであり，小学校やＡ寺以外にも多くの家屋や製材工場に損害が生じている。そこで小学校やＡ寺

◀平等権侵害については，出題趣旨に記載なく，本問において論じるのであれば，事案の評価

のみに特別の助成を行うことは不合理な差別であるとして平等権侵害を主張することも考え得る。

　しかしながら，このような主張についてはそもそもＤにおける主張適格が認められ難いばかりか，このような給付の場面に於いては行政庁の裁量が広く認められるべきであり平等権侵害とされる可能性は低い。そして，何より本件における問題の本質は助成が不合理になされたか否かという点ではなく，宗教的施設とおぼしきＡ寺に対して地方自治体による助成がなされている点に求めるべきである。

　以上の理由から，本件では憲法２０条ないし８９条の主張のみを論じた。

以　上

をもっと厚くすべきであっただろう

Ｆさんの答案・公法系・第１問　（95.24点，1885～1976番）

〔設問１〕

　私がＤから相談を受けた弁護士であれば，①村長に対してＡ寺に対する不当利得返還請求をするよう求める住民訴訟（地方自治法２４２条の２第１項４号），及び②村長に対する国家賠償請求（国家賠償法１条）を提起すると考える。そして，①において，Ｂ村によるＡ寺への助成が政教分離（憲法（以下，法令名を略す）８９条前段，２０条１項後段）に反する，②において，右助成がＤの宗教的人格権を侵害すると主張すると考える。

◀宗教的人格権の侵害による国家賠償請求も論じているが，原告の意図に沿うものではないだろう

第１　①の主張

１　まず，Ａ寺はその創建の沿革や建築様式が一般的な寺院であること，観音菩薩像が祀られていることから，Ｃ宗という宗教を信仰する施設であり，「宗教上の……団体」に当たる。

２　また，右助成は村民の家屋等を対象とせず，専らＡ寺を対象としており，Ａ寺の支援といえることは明らかであるところ，前記Ａ寺の明らかな宗教的性格，助成の額が合計７５００万円と村の規模に比して高額であることから，このような支援は一般人をしてＡ寺を不当に有利に扱っていると受け取られてもやむを得ないものであるといえる。そうであるとすれば，右助成は宗教団体への公金支出を禁じた８９条前段に違反するといえる。

　さらに，宗教団体への特権付与を禁じた２０条１項前段にも反する。

◀20条１項後段の特権付与にもなることを論じているが，条文を誤って前段と表記している

第２　②の主張

1ページ

１　まず，信教の自由（２０条１項後段）の一内容として宗教的人格権は保障されるというべきであり，右助成はＤと異なる宗派のＣ宗を優遇するものであり，これによりＤの宗派が事実上不利に扱われたことになり，右権利を制約しているといえる。

◀信教の自由（20条１項前段）の条文の指摘が誤っている
宗教的人格権について，より丁寧に検討すべきであった

２　また，前記第１のとおり，右助成は政教分離に違反し，かかる制約は正当化されない。

〔設問２〕

第１　①の主張

１⑴　まず，被告側は，Ａ寺は村民の交流の場であり，いわば公共施設

化しているため，「宗教上の……団体」に当たらないと反論すると考えられる。

⑵　しかし，「宗教上の……団体」とは，特定の宗教の信仰，礼拝等の宗教活動を行うことを本来の目的とする団体をいうと解するところ，事実上A寺が被告の主張するような役割を果たしていたとしても，あくまで本質的にはC宗の寺院であることに変わりはなく，この点を無視することはできないため，Ｄが主張するように，「宗教上の……団体」には当たるというべきである。

◀「宗教上の組織若しくは団体」について，私見にて定義を含め詳述している

2⑴　そうであるとしても，被告側は，A寺への助成は火災という非常事態に対しやむにやまれず行われたものであり，A寺が村民にとって重要な施設であるため，なお相当と認められる範囲を超えないと反論すると考えられる。

⑵　私は，被告の反論を支持する。

ア　そもそも，政教分離とは，国家の非宗教性ないしは宗教に対する中立性をいうところ，これは戦前政府と神道が結びつき，人権弾圧がおこなわれたことの反省として生まれたものであり，その合憲性は厳格に審査すべきである。しかしながら，福祉国家主義（２５条以下）の下，あまりに厳格な分離はかえって逆差別を招き，妥当でない。そこで，社会通念に照らして客観的に判断し，国家と宗教との結びつきが相当として是認される限度を超えると認められる場合には違憲となると解する。その際，助成の経緯，一般人の評価，代替手段の可能性等の諸般の事情を総合考慮して判断すべきである。

2ページ

◀空知太神社訴訟判決に依拠して論述している

イ　これを本件についてみると，本件助成はC宗の布教等を目的として行われたのではなく，専らA寺の立て直しのためにされたものである。すなわち，火災は失火者の故意又は重過失によるものではなく，損害賠償責任は追及できない（失火責任法，民法７０９条）し，A寺は火災保険に入っていないため，これによる補てんも期待できない。しかも，檀家の生計が苦しいため，檀家による寄付も期待できない。そうすると，A寺の再建のための費用を賄う手段はなく，被告が主張するように，右助成はやむにやまれずして行われたものといえる。

◀個々の事情を拾っていくという姿勢が弱い印象

また，A寺は被告反論のような公共的役割を果たしており，たとえA寺のみに助成し，火災で焼失した村民の家屋について助成

がされなくとも，それによって村民がB村がA寺を不当に優遇したとは考えないであろうと思われる。

さらに，前記助成の経緯からすれば，代替手段は考えられないのであって，金額は多少高額ではあるがあくまで修理費用の一部にすぎないのであって，このことから直ちに相当性を欠くものとはいえない。

3ページ

◀支出ごとに分けていないが一部であることは述べている

ウ　したがって，右助成はなお相当として是認される限度を超えるとはいえない。

3　よって，Dの主張は認められない。

第2　②の主張

1(1)　まず，被告側は，宗教的人格権はその内容が不明確であり，憲法上の権利としては保障されないと反論すると考える。

(2)　しかし，今日わが国においては，様々な宗教が存在し，宗教に対する国民の関心も変化し多様化しているところ，かかる状況下で国民が各々の信仰する宗教以外の宗教の信者によって自己の心情が害されることを防止する必要が高い。そうであるとすれば，少なくとも今日においては，宗教的人格権は自己の宗教感情の平穏という形で具体的なものとして信教の自由の一内容として保障されているというべきである。

2(1)　そうであるとしても，被告側は，本件助成によりDの信仰が否定されたわけではなく，Dの同権利は制約されていないと反論すると考えられる。

(2)　私も被告の反論を支持する。

ア　そもそも，多様な宗教が存在する以上，宗教は互に尊重されるべきであって，国民は自己の信仰する宗教について，他者の宗教的人格権を侵害してはならないというべきである。そうであるとすれば，事実上宗教感情が害されたとしても，それは他者の宗教的人格権との調整上必然的に伴うものであって，それ自体宗教的人格権の制約であるということはできない。そこで，自己の宗教感情が全く否定され，当該宗教に関する人格的自律が保てなくなるような特段の事情のない限り，同権利の制約とはいえないと解する。

4ページ

イ　これを本件についてみると，たしかに，DはA寺に両親を埋葬するについて，C宗の典礼方式に従うことができなかったため，

少なくともＣ宗の信者ではない。そうすると，Ａ寺に対する助成がなされたことで，他の宗教が不当に優遇されるとの感情を抱くかもしれない。しかしながら，Ｄの信仰する宗教の施設は火災の被害にあっていないのであり，助成されないのはむしろ当然である。Ａ寺及びその墓地を利用する村民は，助成を権利として請求することができるかはともかく，助成されたとしても従前の在り方に戻るだけであり，特段これを優遇するということはできない。そうであるとすれば，右助成はＤの宗教感情を全く否定し，Ｄの信仰する宗教に関する人格的自律が保てなくなるような特段の事情はないといえる。

◀公共的役割については触れず，火災被害に対する助成であるから一般人は優遇と評価しないと認定している

ウ　したがって，Ｄの同権利の侵害は認められない。

３　さらに，被告側はＤの同権利の制約が認められたとしても，それは前記第１により正当化されると反論すると考えられるが，私もこれを支持する。

４　よって，Ｄの主張は認められない。

◀私見部分の宗教的人格権の検討は筋は通っているが，論述量が２頁と多すぎ，政教分離の検討が薄くなってしまっている

5ページ

以　上

Gさんの答案・公法系・第１問　（85.52点，2871～2983番）

〔設問１〕

第１　Ｄの案件については，①Ｂ村がＡ寺に助成をした点が政教分離原則に反し違憲違法であるため地方自治法２４２条の２第１項４号に基づきＡ寺に不当利得返還請求，Ｃに損害賠償請求をするよう村に義務付ける訴訟を提起し，②Ｂ村がＡ寺にのみ助成をしたことでＡ寺に埋葬されていなかったＤは宗教的感情を害されたので国家賠償法１条に基づき損害賠償請求をする訴えを提起する。

◀宗教的感情侵害の国賠を検討しているが，この論点はメインではないので，分量を割きすぎだと思われる

第２　①住民訴訟

１　本件助成は，「宗教的活動」にあたり，憲法２０条３項，８９条前段に反し違憲である。

◀助成を宗教的活動として論じており，他の受験生とは異なる視点を有しているが，89条と20条３項との関係にも少し触れると，なお良かった

⑴　そもそも政教分離原則は，国家と宗教を分離し，さまざまな価値観を前提とする民主主義との関係で特定の価値観のみを国家と宗教が一体となって強制することによる民主主義の崩壊を防止し，多数の宗教的価値観に反する少数者の信教の自由が害されることを特に保護するためもうけられたものである。

　かかる理念からすれば，政教分離は厳格に貫かれるべきであり，客観的に見て，助成の相手方や助成態様，額の大きさなどから，特定の宗教を国家が後押ししているような印象を与える場合には，「宗教的活動」にあたり政教分離に反する。

⑵　本件につき見ると，まず，助成の相手方であるＡ寺は，Ｃ宗という特定の宗教の信仰を目的とする団体であるから「宗教上の組織」（憲法９８条前段）にあたり，宗教的色彩が強い。

◀89条前段の誤り

1ページ

　そして，助成の態様としても，Ｂ村の多くの村民の家が延焼したにもかかわらずＡ寺のみに特別の助成をしている。しかも本来火災に対しては自ら保険をかけるべきなのにこれを怠ったＡ寺に公金を支出することはＡ寺が特別なものであるという印象を与えてしまう。そうすると，Ｃ宗が大多数を占めるＢ村でＣ宗以外の者の少数者の信教の自由が圧迫される危険すらある。

　支出した額についても，人口１０００人の小さな村で総計７５００万円にもわたる大金を支出しており，到底看過できない。

２　これらの事実からすると，Ｂ村においてＣ宗のみが特別であるから

のような印象を与え，国家がＣ宗を後押ししているような印象を与える行為であるから，政教分離に反し，違憲である。

第３　②国家賠償訴訟

１　ＤはＡ寺の埋葬を拒否されているので，Ｂ村がＡ寺の再建に助成をした場合に，Ｃ宗でないために助成の恩恵にあずかれず，これは宗教を理由とした差別的取り扱いであり，Ｄの宗教感情を害し，憲法２０条１項，１３条後段，１４条に反し違憲である。

◀国賠については，Ａ寺の墓地，埋葬等に関する法律違反と国賠との関係，国が負う義務とＤへの侵害との関係，Ｄの人権の根拠が不明確であろう

⑴　まず，信教の自由には，他宗教のみが有利に取り扱われることで宗教的感情を害されない自由が含まれる。そして，Ａ寺に埋葬されていないＤは助成の恩恵にあずかれなかったのだから，Ｃ宗のみ有利に扱いＣ宗以外のＤの宗教的感情を害している。

　仮に，かかる自由が認められないとしても，国家には，宗教に配慮する義務があり，Ｃ宗に助成するならばＣ宗以外のＤにも何らかの措置を取るべき義務があったのにこれを怠り，違憲である。

2ページ

⑵　その前提として，Ｄの信教の自由を不当に害しないために，Ａ寺が「正当な理由」（法１３条）としてＤの埋葬を拒否できるのは，管理上の支障がある場合に限られると考えるべきであり，Ｃ宗の典礼方式に従わないことを理由とするのは違法となる。そのため，ＤはＡ寺に埋葬されることもできたはずであり，保護されるべき利益がある。

２　したがって，違憲違法である。

〔設問２〕

第１　住民訴訟

１「宗教的活動」の判断基準

⑴　被告からは，実際上宗教的行為かを区別するのは難しいのだから，当該施設の社会的機能や行為の目的・経緯などにも照らして，緩やかに判断すべきとの反論が考えられる。

⑵　私見として，たしかに，政教分離の理念からすれば原告の言うような厳格分離が望ましい。しかし，現代社会では宗教と非宗教との区別が難しく，一律に厳格分離することがかえって不当な結論になりうる。そのため，政教分離原則は，国家が宗教の内容に立ち入ることは断じて許さないが，宗教的な差異を認めたうえでそれに応じた対応をとり実質的平等を図るものと捉えるべきである。

◀被告の反論と私見との噛み合わせが伝わりにくい

　そうだとすると，一律に宗教・国家を分離するわけではなく，行

為の相手・態様，施設の社会的機能や額の大きさ，行為の目的・効果も考慮することが許され，これらを考慮して宗教とのかかわりが相当とされる限度を超えた場合に政教分離に反し違憲となる。そして，その判断においてはあくまで宗教の内容に干渉することは許されないから原告の言うよう客観的になされるべきである。

3ページ

2(1)　本件についてみると，たしかに，原告の言うように，宗教的施設であるA寺にのみ特別に助成金を支出し，しかも火災保険に入っていなかったA寺を国が特に保護する姿勢を見せており，宗教目的・C宗のみを助長する効果をもつ行為とも思える。

(2)　これに対して，被告からは，まず本件A寺は公共的意義をもつし，その経緯としても宗教的意義は希薄であるとの反論が考えられる。

この点につき，本件助成は，同じ予算に小学校の再建も含まれており，これについては何ら疑義が生じていないからこれとの違いを考える。たしかにA寺は伝統のあるC宗の末寺として建設され，当初はB村においてC宗の宗教的な施設であったといえる。しかし，時代の変化とともに，C宗以外の者もA寺の催す行事に参加するようになり，その他村民のコミュニケーションの場となっているので，B村という小さい村でA寺は村民が意見交換などをする「場」として相応しい広場といえ，公民館などと同じような機能を果たしているといえる。また，C宗以外の村民もA寺に訪れ，心の悩みを打ち明ける相手として適切な寺の人に相談したりして心のよりどころとなっており，村民としては村の相談役のような印象を持っていた者も少なくはなかったと思われる。そうだとすると，A寺はもはや小学校や公民館などと同じような公共的施設としての機能を持つにいたっており，当初の宗教性は大きく希釈化しているといえる。

4ページ

また，A寺に助成を行う経緯としても，上記のようなA寺の公共的機能に照らせば住民のサービス向上のため早期に復興が望まれるのであり，火災保険に入ってなかったといっても従来火災にあったことがないA寺にとってこれが必ずしも帰責性が高いとは言い得ない。

(3)　また，被告としては，実は支出した額としても宗教的側面に支出した額は少ないとの反論が考えられる。

この点につき，たしかに助成の総額は７５００万円と少なくはな

い。しかし，その内訳は，まず墓地の整備の額は２５００万円であり，これは，火災により荒涼とした姿を呈している墓地を早期に復興させ元の姿にすることは美観風致の観点からぜひとも必要であり法１条の公共の福祉そのものであるから，宗教的意義の薄い支出である。また，庫裏の再建に支出された１０００万円については上記のような社会的機能を持つ施設を運営する住職の住む場所であり公共的に必要な場所といえる。もっとも宗教色が強いと思われる本堂についても，悩み相談が行われる場所だったりして宗教色は希薄化しているし，宗教色に配慮して必要な費用の４分の１に抑えられている。

◀墓地への支出の目的を美観風致の観点としているが，正当事由としては弱いところであろう

⑷　これらの客観的事実を総合すると，Ｂ村が助成を行った目的は，公共的機能を有する施設であるＡ寺を再建することに主眼があり，宗教的意義は希薄である。そして，その効果もＣ宗のみを特に優遇する印象は与えず，他教徒を圧迫するような関係にもない。

　これに加えるならば，目的・効果に照らして，原告の言う民主主義との調和も，Ｂ村の多数派であるＣ宗から少数派が弾圧されるような場面でもなく，厳密に政教分離を厳格分離しなくてもよい場面であるといえる。

5ページ

３　以上より，合憲である。

第２　国家賠償訴訟

１　被告からは原告の言う権利は保護されていないうえ，Ｄらのために何らかの措置をとったら政教分離原則に反してしまうとの反論が考えられる。

⑴　たしかに，国家に対して宗教的プライバシーを主張する場面では憲法上の権利といえなくもない。しかし，このような権利を認めると，国家によって相手方の権利が間接的に制約される危険がある。宗教的感情は他者との関係では寛容であるべきであり積極的に侵害された場合に防御的に行使できるのみで積極的になんらかの要求をすることは保護されていないと考えるべきである。

⑵　もっとも，国家には宗教ごとに実質的平等のとれるよう適切に配慮する義務があり，被告の反論は，政教分離の場面では緩やかな分離を主張しこの場面では厳格な分離を主張するもので一貫せず妥当でないというべきである。

◀ここも国家の義務違反がなぜ原告への侵害となるのかわかりにくく，唐突な印象を抱く

　とはいえ，どのような措置をとるかは国家に裁量があり，これを

逸脱濫用していない限り違憲違法とは言えない。

本件については，A寺が上記のように特に公共性が高く早期の復興が望まれるからこそ助成をしたのであり，A寺に埋葬されていないことで助成の恩恵を受けられなかった者に対していちいち何らかの措置を取らねばならなかったとまではいうことができない。

6ページ

2　また，Aにも信教の自由があるので，「正当な理由」には，合理的な理由がある限り，少なくともその宗派の典礼にしたがった埋葬方法に従うことを求めるのは違法ということまではできず，そもそもDに保護されるべき利益がなかったともいえる。

3　以上より，合憲適法である。

以　上

採点の目安及び再現者指摘一覧

「採点の目安」は，法務省発表の出題趣旨を踏まえたＬＥＣ独自の解析による，採点の際に有為と思われる事項です。また，この表における数字は，各受験生が採点の目安について論じた行数です。

公法系科目第１問　憲法	
採点の目安	
第一　設問１	
一　訴訟形式の選択	
1　Ｂ村村長に対するＡ寺への不当利得返還請求を求める請求（地方自治法第242条の２第１項第４号）	
2　Ｂ村村長に対してする損害賠償請求（地方自治法第242条の２第１項第４号）	
二　判断枠組みの提示	
1　適切な条文の選択	
第89条前段，第20条第１項後段，第20条第３項のいずれの条文の問題とするかについて，適切な条文の選択が行われていること	
※第89条前段，第20条第１項後段の問題とした場合には，「宗教上の組織若しくは団体」の定義を述べ，Ｃ宗及びＡ寺が「宗教上の組織若しくは団体」に該当することを論じていること	
2　判断枠組みの提示	
違憲の結論を導くために，適切な判断枠組みを提示していること	
三　あてはめ	
1　適切な条文の選択	
墓地が宗教的な施設であることの主張	
(1)　Ｃ宗の典礼方式で埋葬又は埋蔵を行うことに同意した場合でなければ，これを認めないとしていること	
(2)　支出した額が2500万円（必要な費用の２分の１に相当する額）であること	
2　本堂について	
本堂が，Ａ寺が宗教的行為を行う場であることの主張	
(1)　Ａ寺がＣ宗の末寺であること	
(2)　Ａ寺の本堂に観音菩薩像が祀られていること	
(3)　支出した額が4000万円（必要な費用の４分の１に相当する額）であること	
(4)　本堂では宗教的儀式が行われていたこと	
3　庫裏について	
庫裏は単なる住居とはいえず，「宗教上の組織若しくは団体」のための住居と位置付けられること	
※庫裏再建の助成として1000万円（必要な費用の２分の１に相当する額）を支出したこと	
4　Ｂ村の全世帯のうち３分の２がＡ寺の檀家であること，Ａ寺が火災保険に入っていなかったこと等の指摘	
第二　設問２	
一　判断枠組みの提示	
判例法理を踏まえ，適切な判断枠組みを提示していること	
※宗教と関わり合いを持つ国家行為の目的が宗教的意義を有するか否か，その効果が宗教を援助，助長等するか否かを諸般の事情を総合考慮して判断し，国家と宗教との関わり合いが相当限度を超えているか否か	
二　あてはめ	
1　問題点の把握について	
Ａ寺全体について，宗教的な施設なのか，公共的な施設なのかという対立点を把握できていること	
2　墓地について	
墓地，埋葬等に関する法律上はＡ寺のＤに対する埋葬拒否が「正当の理由」に該当するとしても，Ｂ村の村民の誰でもがＡ寺の墓地に埋葬することを認められるわけではないということを踏まえ，以下のような事実を指摘しながら，Ａ寺を「公共的な存在」と位置付けることの妥当性を検討していること	
(1)　Ａ寺の墓地は，「宗旨・宗派は問わない」としていること	
(2)　Ｃ宗の典礼方式で埋葬又は埋蔵を行うことに同意した場合でなければ，これを認めないとしていること	
(3)　支出した額が2500万円（必要な費用の２分の１に相当する額）であること	
(4)　Ａ寺の墓地は，Ｂ村の唯一の大きな墓地であること	

	Aさんの答案	Bさんの答案	Cさんの答案	Dさんの答案	Eさんの答案	Fさんの答案	Gさんの答案
得点	142.58点	127.31点	118.67点	108.71点	103.00点	95.24点	85.52点
順位	28～33番	190～200番	405～437番	887～953番	1203～1270番	1885～1976番	2871～2983番
	5	4		3	6	4	4
			4				
	5	2	4	2	1	2	2
	5	3	13 (設問２で検討)			12	3
	11	10	12	7	16		9
	7	4			2	7	2
	○	○			○		
	○	○			○	○	○
	11	1	4	2	7	3	
	○		○	○			
				○	○	○	
	○				○		
	○	○			○		
	9	1			1		
	○	○					
	○				○		
	7	6	4	12			7
	27	20	— (原告引用)	9	17	11	15
	○	○	○			○	○
	14	14	9	23	8	9	5
	○		○	○			
	○	○	○	○	○		
	○	○			○	○	○
	○		○	○		○	

公法系科目第１問　憲法		
採点の目安		
	３　本堂について	
	以下のような事実を指摘し，本堂は，Ａ寺が宗教的行為を行う場であるが，他方で一般住民のための場としても利用されていることを踏まえ，公共的な施設と位置づけられるか否かを検討していること	
	⑴　Ａ寺がＣ宗の末寺であること	
	⑵　Ａ寺の本堂に観音菩薩像が祀られていること	
	⑶　支出した額が4000万円（必要な費用の４分の１に相当する額）であること	
	⑷　村民の交流の場となっていること	
	⑸　本堂では宗教的儀式が行われていたこと	
	４　庫裏について	
	住職の住居である庫裏は，住居という点にのみ重点を置けば，他の村民の住居と同じ性格のものと位置付けられ得るが，Ａ寺を管掌する僧侶である住職が住むことに重点を置けば，庫裏は単なる住居とはいえず，「宗教上の組織若しくは団体」のための住居と位置付けられ得ること	
	※前者と捉えた場合には，さらに他の村民との関係で，平等原則違反（第14条）の問題が生じうる（出題趣旨記載なし）	
	※庫裏再建の助成として1000万円（必要な費用の２分の１に相当する額）を支出したこと	
三	その他	
	※　以下のような事情に言及していること	
	１「Ｂ村の全世帯約300世帯のうち約200世帯がＡ寺の檀家」となっていること	
	２　Ｂ村村立小学校の再建を主たる目的とした補正予算に組み込まれたものであること	
	３　Ａ寺の建物等の再建は，檀家からの寄付ではまかないきれないものであったこと	
	４　Ａ寺の延焼の原因が火災によるものであること	
	５　Ａ寺が火災保険に入っていなかったこと	
合　計　言　及　行　数		

	Aさんの答案	Bさんの答案	Cさんの答案	Dさんの答案	Eさんの答案	Fさんの答案	Gさんの答案
得点	142.58点	127.31点	118.67点	108.71点	103.00点	95.24点	85.52点
順位	28～33番	190～200番	405～437番	887～953番	1203～1270番	1885～1976番	2871～2983番
	11	14	22	14	6	2	17
	○	○	○	○		○	○
			○	○			
	○	○			○		○
	○	○	○	○	○		○
	○		○	○			
	5	4	2		2		3
	○	○	○				○
	○	○			○		
	8	11	11	19	8	8	9
	○		○	○			
		○	○		○		○
	○	○		○		○	
	○	○		○	○	○	
						○	○
	125	94	85	91	74	58	76

言及率表

表内の割合は，受験者が採点の目安に言及した行数の総数に対するものです。答案に記載した総行数に対するものではありません。

		Aさん	Bさん	Cさん	Dさん	Eさん	Fさん	Gさん
設問1	一	4.0%	4.3%	4.7%	3.3%	8.1%	6.9%	5.3%
	二	16.8%	16.0%	34.1%	9.9%	23.0%	24.1%	18.4%
	三	27.2%	12.8%	9.4%	15.4%	13.5%	17.2%	11.8%
設問2	一	21.6%	21.3%	—	9.9%	23.0%	19.0%	19.7%
	二	24.0%	34.0%	38.8%	40.7%	21.6%	19.0%	32.9%
	三	6.4%	11.7%	12.9%	20.9%	—	13.8%	11.8%

司法試験 論文過去問 再現答案徹底解析 平成24年度

2013年２月15日　第１版　第１刷発行

編著者●株式会社　東京リーガルマインド
LEC総合研究所　司法試験部

発行所●株式会社　東京リーガルマインド
〒164-0001　東京都中野区中野 4-11-10
アーバンネット中野ビル
☎03(5913)5011（代　表）
☎03(5913)6336（出版部）
☎048(999)7581（書店様用受注センター）
振　替　00160-8-86652
www.lec-jp.com/

印刷・製本●株式会社シナノパブリッシングプレス

©2013 TOKYO LEGAL MIND K.K., Printed in Japan
ISBN978-4-8449-7097-2

複製・頒布を禁じます。

本書の全部または一部を無断で複製・転載等することは、法律で認められた場合を除き、著作者及び出版者の権利侵害になりますので、その場合はあらかじめ弊社あてに許諾をお求めください。
なお、本書は個人の方々の学習目的で使用していただくために販売するものです。弊社と競合する営利目的での使用等は固くお断りいたしております。
落丁・乱丁本は、送料弊社負担にてお取替えいたします。出版部までご連絡ください。

ISBN978-4-8449-7097-2
C3332 ¥2800E

9784844970972

定価 2,940円 本体2,800円 +税5%
LD07097

1923332028001

司法試験の詳細情報はLEC司法試験専用サイトをチェック！

⇒ http://www.lec-jp.com/shinshihou/

予備試験受験生の方はLEC予備試験専用サイトもチェック！

⇒ http://www.lec-jp.com/yobi_shiken/